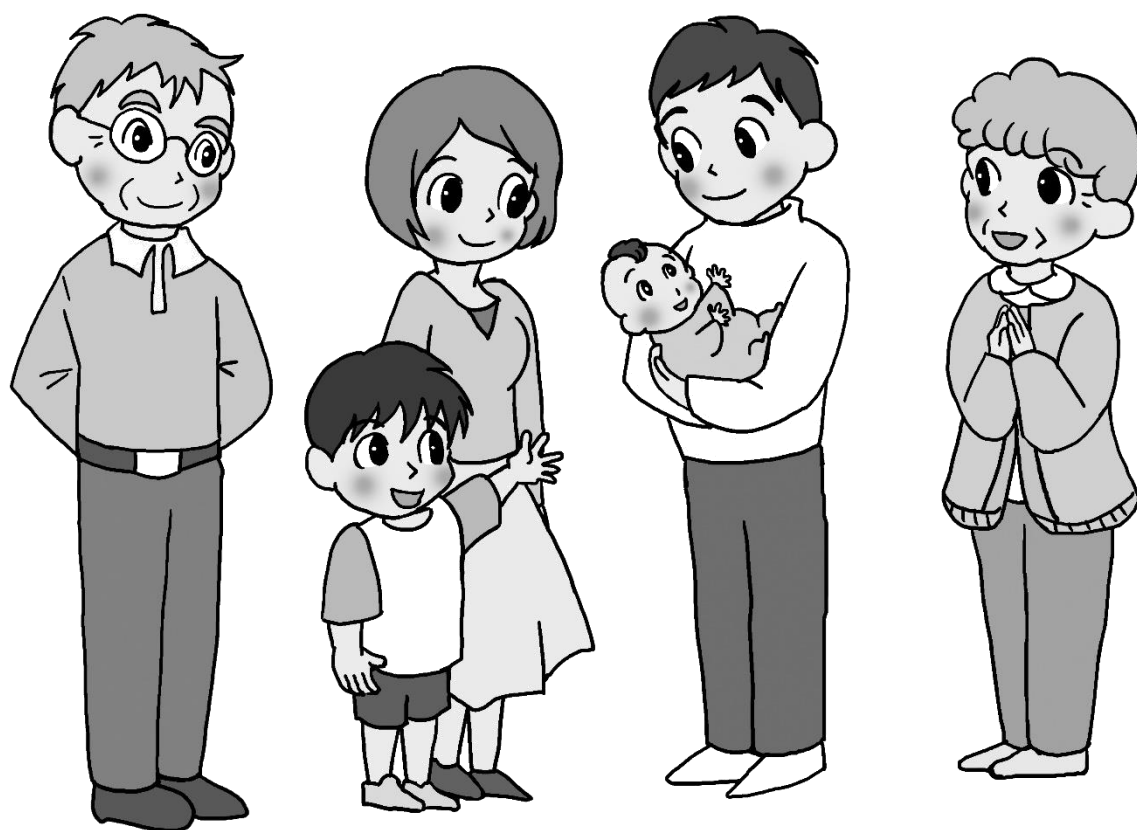


第2期 遊佐町子ども・子育て支援事業計画書



策定 令和2年3月

一部改訂 令和5年3月

山形県 遊佐町

目次

第1章 総論	1
1 計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 踏まえるべき国の政策動向	3
(3) 計画の位置づけ	4
(4) 計画の期間	5
(5) 計画策定の方法	5
2 子ども達を取り巻く町の状況	6
(1) 人口	6
(2) 世帯	9
(3) 就労と未婚率の状況	11
(4) 保育園・認定こども園、小・中学校の状況.....	12
3 ニーズ調査結果からみた現状	15
(1) 育児者の状況	15
(2) 子育てに関する不安や悩み	17
(3) 子育て支援サービスの状況	21
(4) 町に望む子育て支援	23
(5) 町の子育て支援施策の重要度と満足度の分析.....	25
(6) 就学前児童の保育と小学生児童の放課後の過ごし方の希望.....	26
(7) 虐待の状況	31
(8) 幼児教育・保育の無償化	32
4 人口推計	33
5 現状の子育て支援環境における課題	34
課題1：地域全体で子育てを支える体制の構築.....	34
課題2：妊娠期からの切れ目のないサービスの提供体制.....	34
課題3：子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の構築.....	34
課題4：子どもの安心・安全の確保	35
課題5：仕事と子育ての両立支援	35
課題6：1人ひとりの子どもと家庭に寄り添う支援の充実.....	35
6 第2期遊佐町子ども・子育て支援事業計画の取り組み方向.....	36
(1) 基本理念	36
(2) 基本目標	37
(3) 遊佐町子ども・子育て支援事業計画の体系（※：子ども・子育て支援法に基づく事業）..	38
7 計画の推進体制	39
(1) 庁内体制の整備	39
(2) 町民との協働体制の構築	39

(3) 計画の内容と実施状況の公表	39
(4) 計画の進行管理	39
第2章 施策の展開	40
基本目標1 地域における子育て支援の充実	40
(1) 子育て支援のネットワークづくり	40
(2) 児童の居場所づくり	41
(3) 世代間交流の推進	42
基本目標2 親と子の健康の確保及び増進	43
(1) 母親や子どもの健康の確保	43
(2) 食育の推進	45
(3) 思春期保健対策の充実	46
(4) 小児医療の充実	47
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	48
(1) 家庭・地域の教育力の向上、次代の親の育成.....	48
(2) 学校の教育環境の整備	49
(3) メディアコントロールとネットモラルの啓蒙.....	50
基本目標4 子どもの安全の確保と安心して子育てができる生活環境の整備.....	51
(1) 生活環境の整備	51
(2) 安全教育及び防犯対策の推進	53
(3) 被害を受けた子どもの保護対策	54
基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	55
(1) 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備.....	55
(2) 多様な働き方に対応した子育て支援の推進.....	56
基本目標6 要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進.....	57
(1) 子ども虐待防止対策の充実	57
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	58
(3) 障がい児施策の充実	59
第3章 教育・保育の量の見込みと確保方策	60
1 子ども・子育てに関する事業の推進	60
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	61
(1) 1号認定	62
(2) 2号認定	63
(3) 3号認定	64
3 地域子ども・子育て支援事業の推進	65
(1) 利用者支援事業	65
(2) 時間外保育事業	66

(3) 放課後児童健全育成事業	67
(4) 子育て短期支援事業	68
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	68
(6) 養育支援訪問事業	69
(7) 地域子育て支援拠点事業	70
(8) 一時預かり事業	71
(9) 病児・病後児保育事業	72
(10) ファミリー・サポート・センター事業.....	73
(11) 妊婦健診事業	74
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	75
(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業.....	75
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	76
資料	77
1 遊佐町子ども・子育て会議 委員名簿	77
2 計画の策定経過	78

第1章 総論

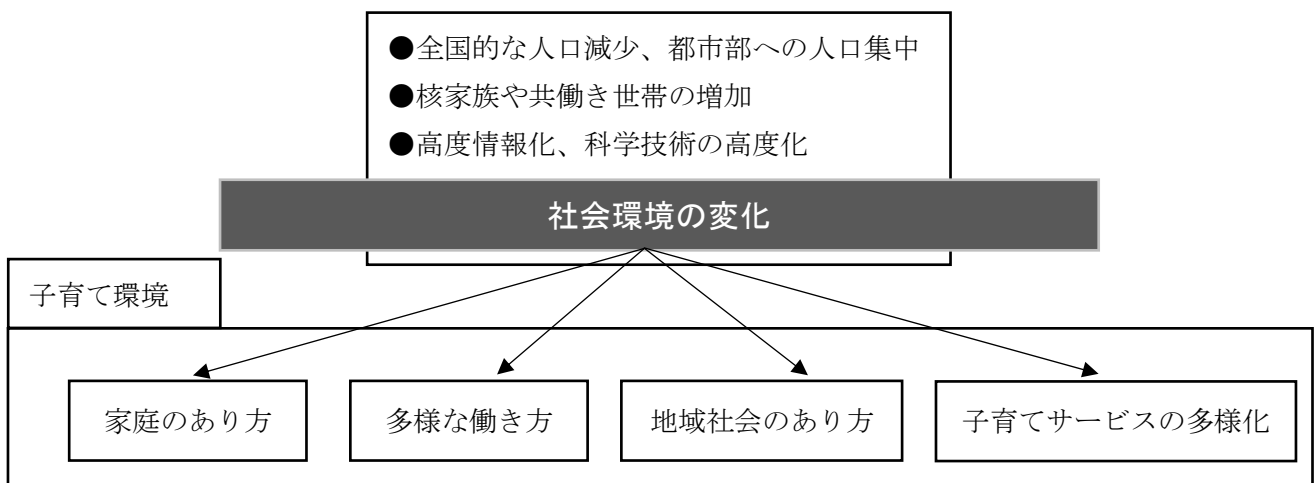
1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

近年、全国的な人口減少、都市部への人口集中、そして核家族や共働き世帯の増加、さらに高度情報化、科学技術の高度化、非常時も含めた安心・安全の確保など、子どもの健全な成長や子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。国の動向としては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図り、子育てを社会全体で支える、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。平成29年には平成34年度末までに女性就業率80%に対応できる受け皿を整備することを目標とした子育て安心プランが発表されました。同じく平成29年に閣議決定された新しい経済政策パッケージの「人づくり革命」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消などが掲げられました。また、学童保育についても平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、小学生になると同時に働き方を変えざるを得ない「小1の壁」を打破するための整備が進められています。

本町においても、平成27年3月に「遊佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成29年に見直しを行うなど、地域全体で子どもと親が主体的に成長できる環境づくりを目指して、子ども・子育て支援に取り組んできました。このたび、計画期間が満了することに伴い、子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、次世代育成支援、少子化対策、学童期の放課後対策等をより一層推進するため、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法にもとづく町子ども・子育て支援事業計画として、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期遊佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

図：社会環境の変化と子育て環境への影響



表：平成 27 年度以降の主な子ども・子育て支援に関する政策など

年度	法律・制度など	内容
平成 27 年度	少子化社会対策大綱改定	結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取り組み、地域・企業など社会全体としての取り組み、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化、平成 27 年度からの 5 年間で「集中取組期間」としている
平成 28 年度	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の待遇について、新たに 2% 相当の改善。平成 30 年以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	待機児童解消に向けて取り組む市町村を指導するため、施設整備、入所予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化
平成 29 年度	新しい経済政策パッケージ	「人づくり革命」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
平成 30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率を引き上げ、充当対象の拡大、待機児童等の取り組み支援など
	新・放課後子ども総合プラン	平成 35 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿拡大と一体型放課後子ども教室の促進
令和元年度	幼児教育・保育の無償化	認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施

(2) 踏まえるべき国の政策動向

①子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成30年3月30日告示・4月1日施行）の改正が行われました。

②幼児教育・保育の無償化

平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）」において実施が提言されており、その後、平成30年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。これにより、令和元年10月から、教育・保育施設の利用料が一部無償化されました。

表：幼児教育・保育の無償化の施設、対象と内容

教育・保育施設	対象と無償化の内容
幼稚園、保育所、 認定こども園	● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料無償化
	● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
幼稚園の預かり保育	● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化 ※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化） ※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督
認可外保育施設等	● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
	● 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

③放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年の女性就業率の増加等により、共働き世帯の児童数はさらに増える見通しで、放課後児童クラブについては、更なる受け皿の拡大が求められています。

また、平成30年9月に文部科学省等より示されている「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブの待機児童の解消及び「小1の壁」を打破するための各方策について、子ども・子育て支援事業計画又は行動計画に盛り込むこととされています。

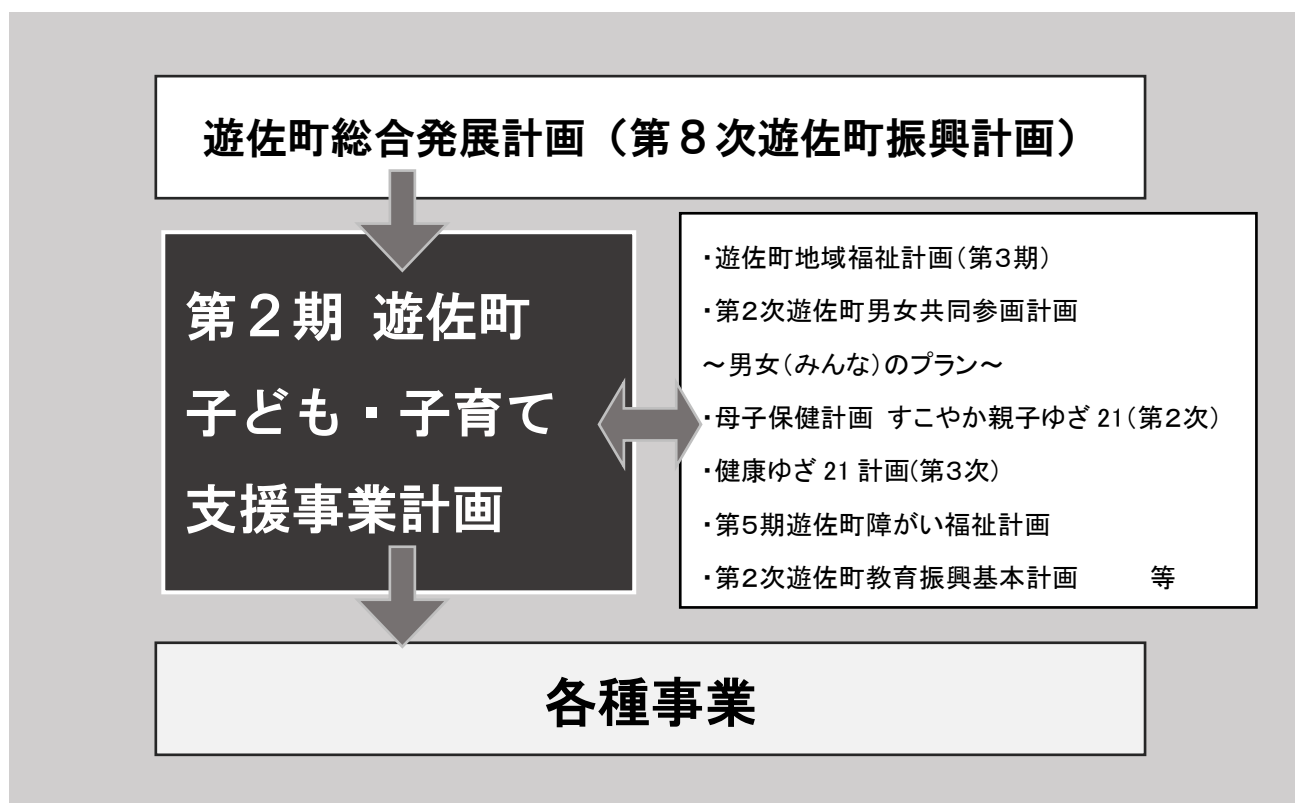
(3) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条にもとづく市町村子ども・子育て支援事業計画で、すべての子どもの健やかな成育環境を整備し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とするものです。子ども・子育て支援新制度の趣旨に基づき、「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②地域の子育ての一層の充実」「③待機児童ゼロの継承」を目指します。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく、「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である「遊佐町総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）」や、関連する分野別計画と連携・整合を図ります。

また、子ども・子育て支援事業計画の一部の事業は、東京への一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、国全体の活力を上げることを目的として制定された、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略」の事業としても位置づけています。

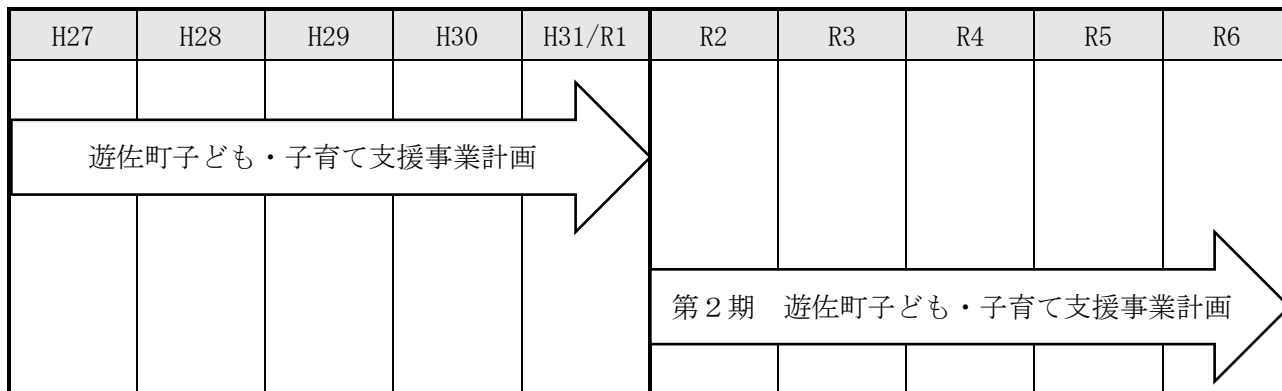
図：計画の位置づけ



(4) 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし令和6年度までの5年間を計画期間とします。

図：計画期間



(5) 計画策定の方法

本計画を策定するにあたり、子育て世帯の実態や意向を把握するため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を平成31年1月に実施しました。

また、町民、関係団体、有識者からなる「遊佐町子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援のあり方について、議論をしました。

表：子ども・子育て支援に関するニーズ調査 実施概要

対象	発送数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	362 票	278 票	76.8%
小学生児童保護者	422 票	380 票	90.0%
合計	784 票	658 票	83.9%

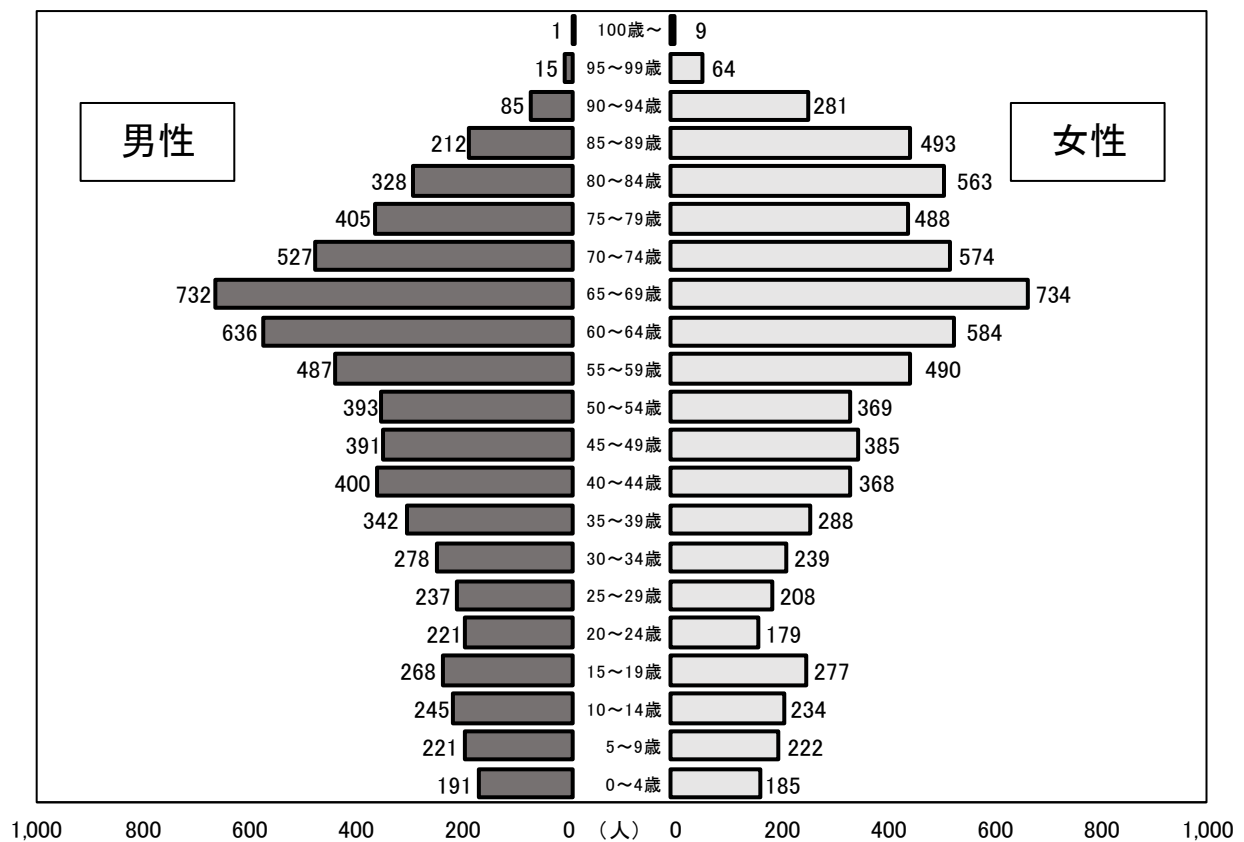
2 子ども達を取り巻く町の状況

(1) 人口

①人口構成ピラミッド

平成 31 年 4 月 1 日現在の本町の総人口は、13,849 人となっています。人口構成は男女ともに「65 歳～69 歳」が最も多くなっています。一方、「15～19 歳」以下では、年齢が低くなるとともに、少なくなっています。

図：人口構成ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成 31 年 4 月 1 日現在）

②人口動態

社会動態は、平成 25 年以降、転出が転入を上回る社会減の状態が続いています。また、自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

表：各年の人口動態(各年 1 月～12 月、単位：人)

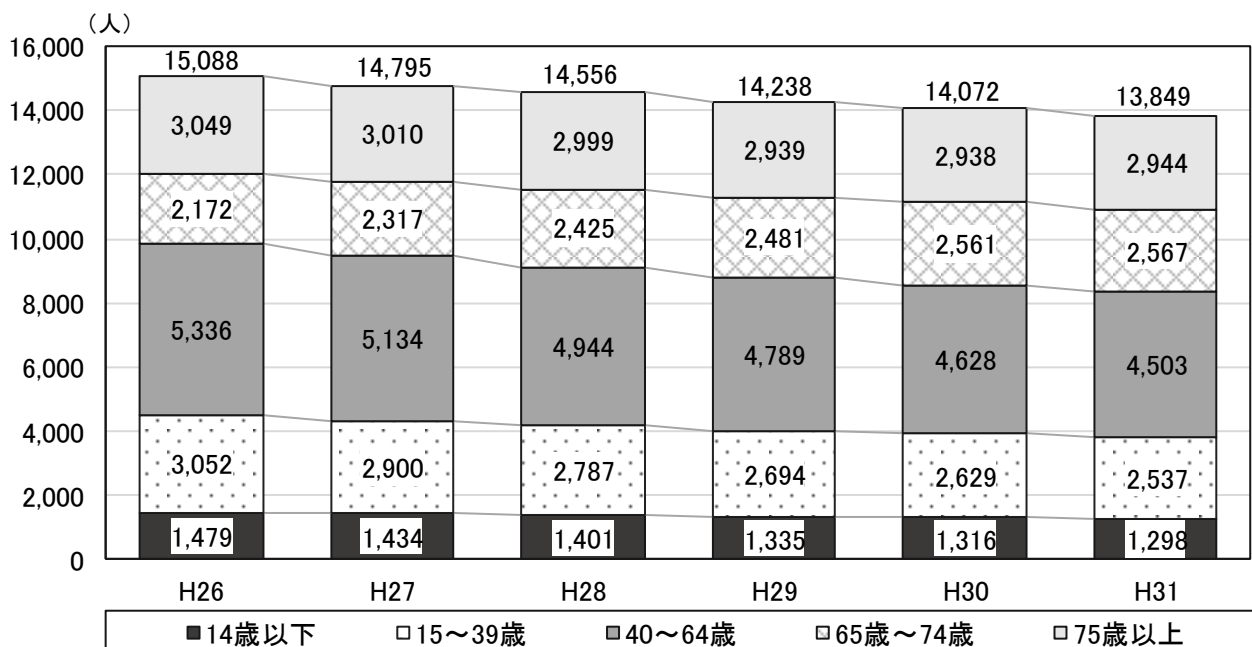
	社会動態			自然動態		
	転入数	転出数	社会増加数	出生数	死亡数	自然増加数
平成 25 年	270	373	△ 103	77	265	△ 188
平成 26 年	253	373	△ 120	61	252	△ 191
平成 27 年	279	321	△ 42	60	261	△ 201
平成 28 年	217	322	△ 105	69	273	△ 204
平成 29 年	270	288	△ 18	72	248	△ 176

資料：住民基本台帳

③年齢5区分別人口の推移

本町の 14 歳以下の人口は平成 26 年以降、減少しています。また、15 歳～39 歳、40 歳～64 歳の人口も減少しています。一方で、65～74 歳の人口は増加しています。75 歳以上の人口は、平成 26 年から平成 30 年までは減少していますが、平成 30 年以降は横ばいとなっています。

図：年齢 5 区分別人口推移



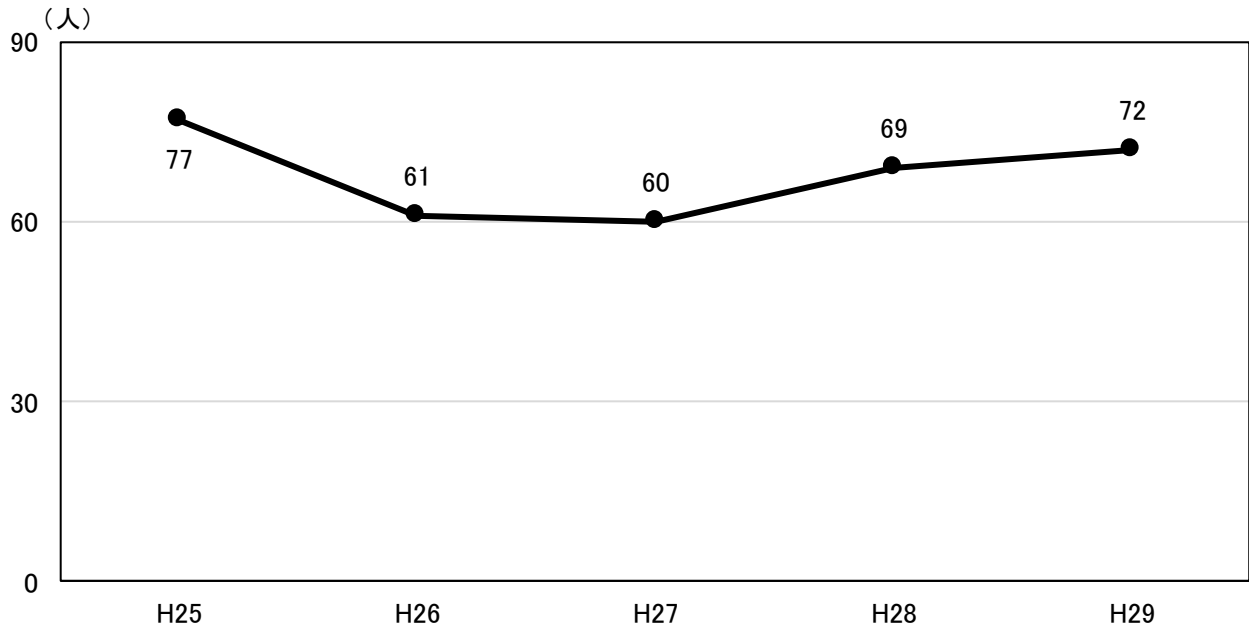
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

④出生数と合計特殊出生率の推移

本町の出生数は平成 25 年から平成 27 年まで減少し、平成 27 年から平成 29 年までは増加しています。平成 29 年は平成 27 年と比較して、12 人増加しました。

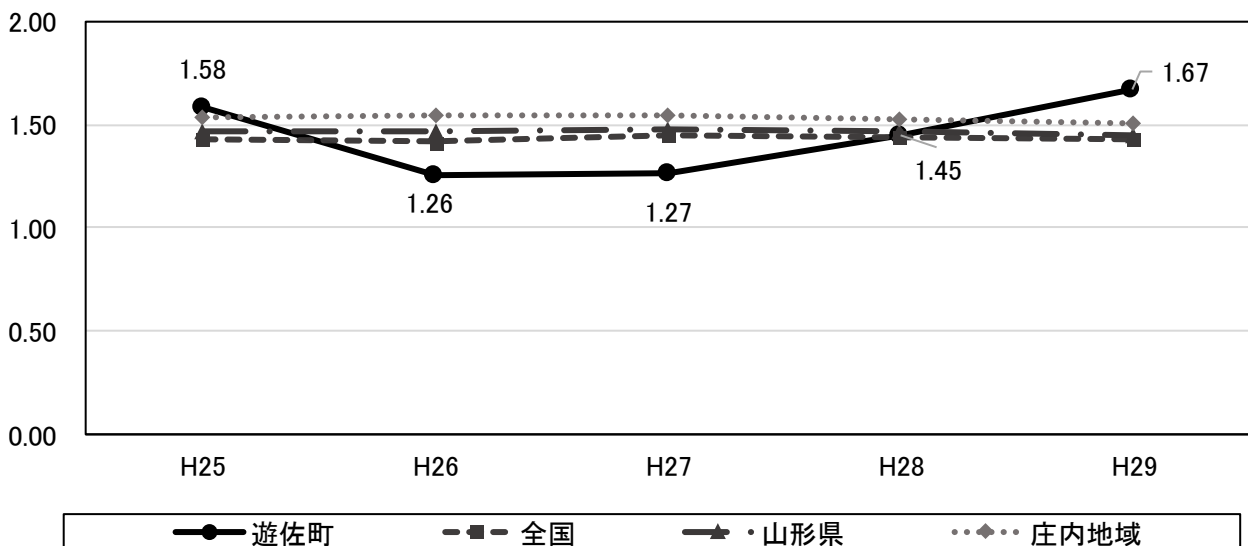
一方、1 人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数の指標に用いられる合計特殊出生率は、平成 26 年から平成 29 年までは、増加しています。平成 29 年は平成 26 年と比較して、0.41 増加し、1.67 となっています。

図：出生数の推移



資料：住民基本台帳

図：合計特殊出生率の推移

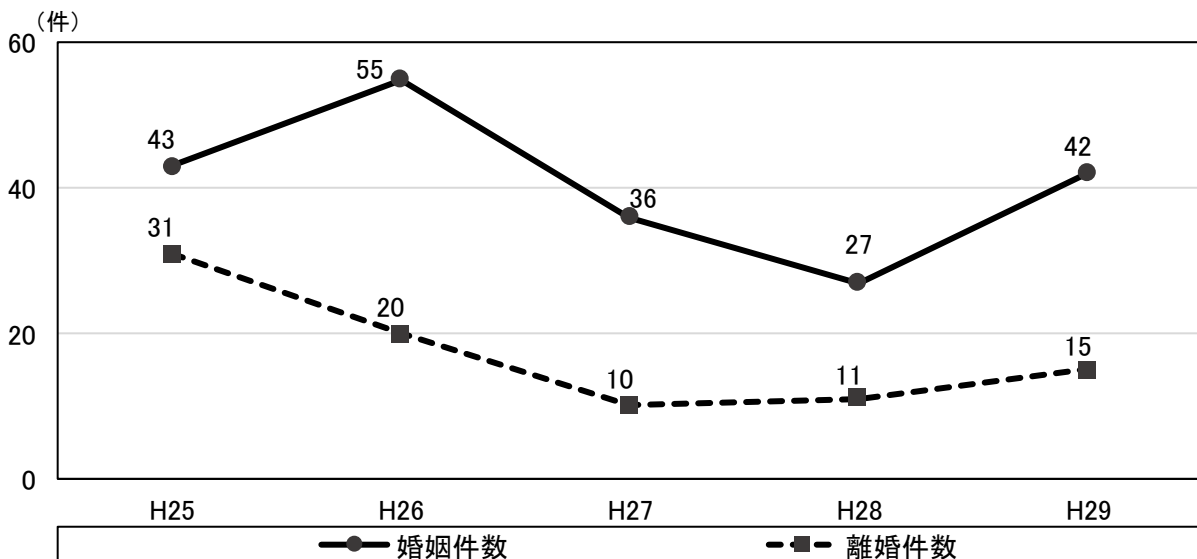


資料：山形県子育て支援課

⑤婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、年によって変動があります。一方、離婚件数は、平成25年から平成27年まで減少し、平成27年から平成29年までは微増となっています。

図：婚姻・離婚件数の推移



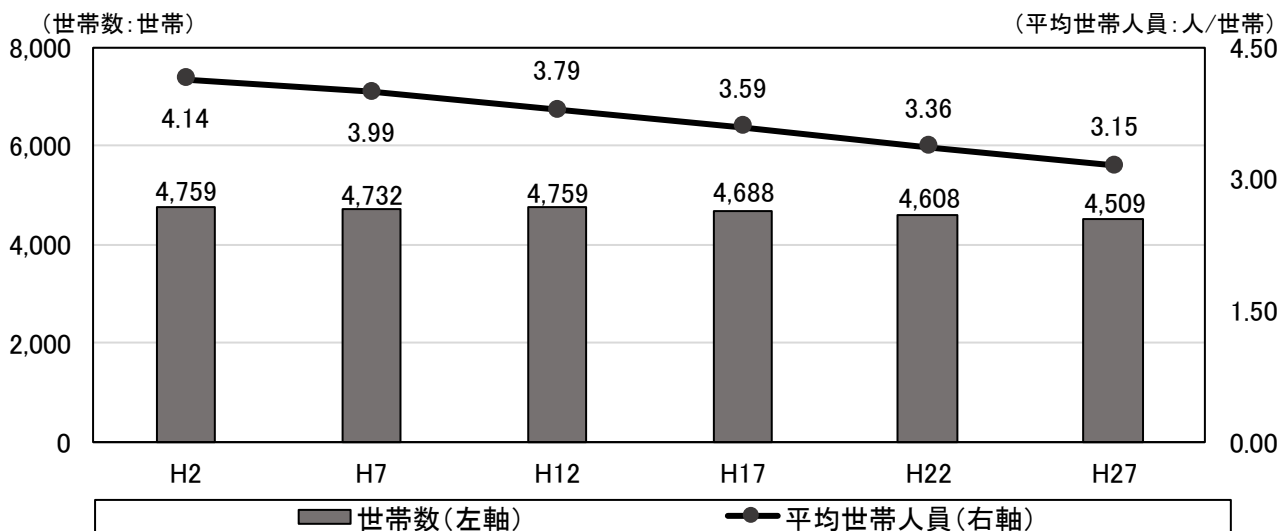
資料：山形県人口動態統計

(2) 世帯

①世帯数の状況

世帯数は平成2年以降、減少傾向です。平成27年には4,509世帯となっています。平均世帯人員についても平成2年以降、減少しています。平均世帯人員は平成2年と比較して、約1人減少となっています。

図：世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

②家族類型

本町では全国や山形県と比較して、核家族の割合が低く、6歳未満の子どものいる世帯のうち核家族世帯は27.8%、18歳未満の子どものいる世帯のうち核家族世帯は29.3%となっています。一方、本町の平成22年と比較して、平成27年は6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに核家族が占める割合が高くなっています。

また、18歳未満の子どものいる世帯数に占めるひとり親世帯の割合は全国や山形県と比較して、低くなっています。一方、本町の平成22年と比較して、増加しています。3世代世帯の割合は全国や山形県と比較して、高くなっています。一方、本町の平成22年と比較して、減少しています。

表：家庭類型（単位：世帯）

	総世帯数 A	6歳未満の 子どものい る世帯数 B		18歳未満の 子どものい る世帯数 D			3世代世帯 G G/A
		B/A	C C/B	D/A	E E/D	ひとり親 世帯 F F/D	
遊佐町 (H22)	4,594	403	74	1,214	280	29	1,438
		8.8%	18.4%	26.4%	23.1%	2.4%	31.3%
遊佐町 (H27)	4,494	334	93	1,012	297	45	1,146
		7.4%	27.8%	22.5%	29.3%	4.4%	25.5%
山形県 (H27)	392,288	37,399	21,985	98,085	53,742	5,301	69,751
		9.5%	58.8%	25.0%	54.8%	5.4%	17.8%
全国 (H27)	53,331,797	4,617,373	3,979,860	11,471,850	9,521,027	759,107	3,023,024
		8.7%	86.2%	21.5%	83.0%	6.6%	5.7%

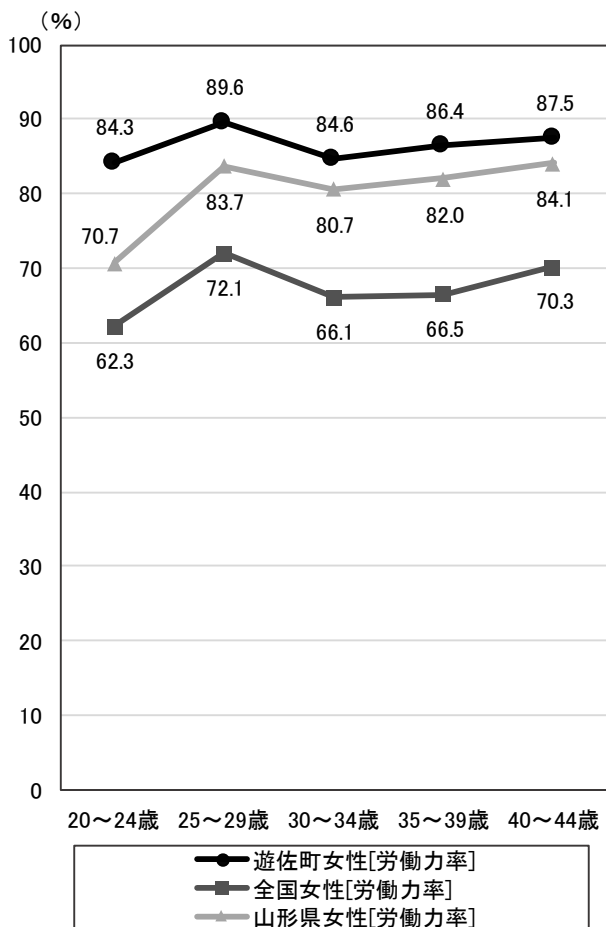
資料：国勢調査

(3) 就労と未婚率の状況

女性の年齢階層別労働力率をみると、本町は全国や山形県よりも高くなっています。全国の数値では出産・子育て期にあたる30歳代は、女性の労働力率は一時期低くなるM字型曲線*を描いています。

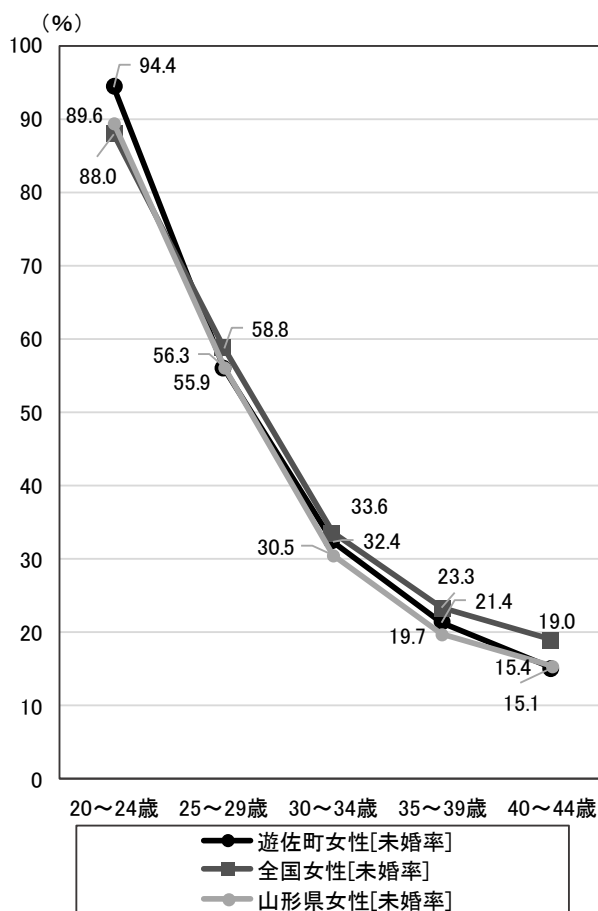
本町でも、30歳代に減少するM字型曲線がみられますが、全国や山形県と比較して働いている女性の割合が高くなっています。また、未婚率は全国と比較して低く、山形県と概ね同水準となっており、既婚女性のうち、仕事や家事、子育て等の両立に努めている女性が多い状況が推測されます。

図：年齢階層別労働力率



資料：国勢調査

図：年齢階層別未婚率



資料：国勢調査

*M字型曲線：国の女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表すと、30歳代前半で減少するM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といいます。M字型曲線は1960年代後半からみられるようになり、日本女性の働き方の特徴であり、「中断再就職型」ライフスタイルをとる女性が多いことを示していますが、近年はM字型が緩やかになっている傾向がみられ、欧米の形状に近づきつつあります。

(4) 保育園・認定こども園、小・中学校の状況

① 保育園・認定こども園利用者数の推移

町内には、遊佐、藤崎、吹浦の3つの保育園と認定こども園杉の子幼稚園が設置されています。認定こども園の保育目的の利用を含めた保育の利用者は増加傾向にあります。一方認定こども園の教育目的の利用は減少傾向にあります。また、町外の施設を利用している人数も増加傾向にあります。

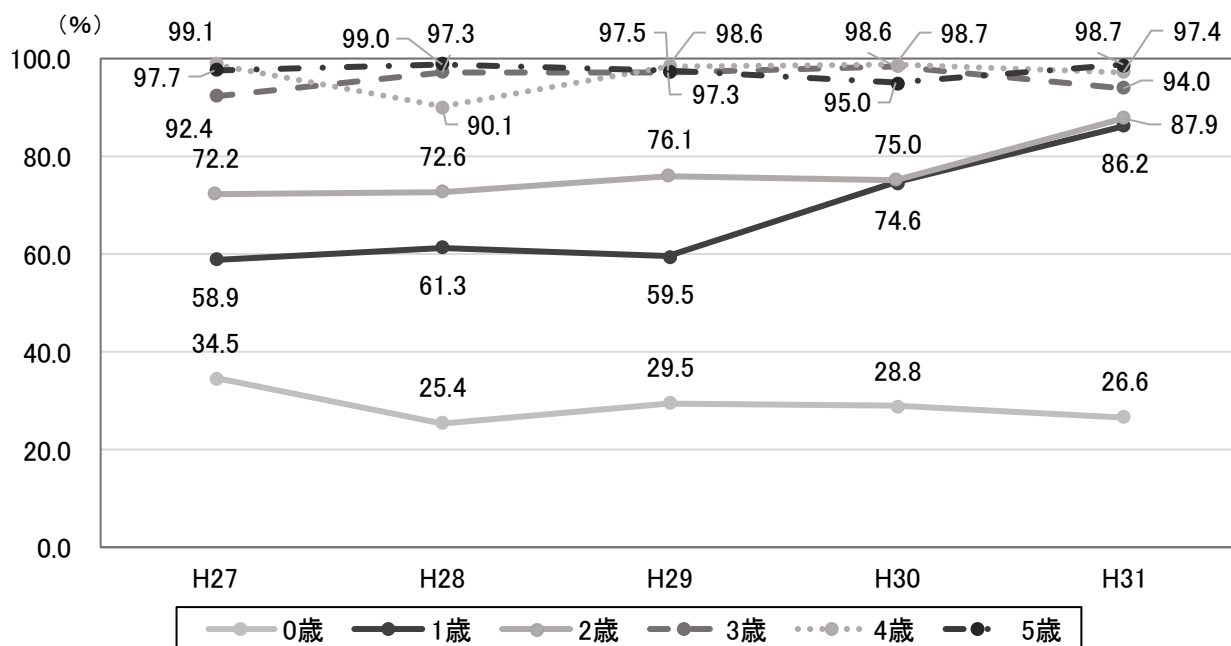
年齢別の人口に占める保育園・認定こども園の利用者の割合の推移をみると、平成31年は平成27年と比較して、「1歳」が27.3ポイント、「2歳」が15.7ポイント増加しています。

表：各保育園・認定こども園の利用状況（単位：人）

	町内							町外		
	保育					教育	合計 [町内]	酒田市	秋田県	合計 [町外]
	遊佐	藤崎	吹浦	杉の子 [保育]	合計 [保育]	杉の子 [教育]				
H27	99	57	83	66	305	56	361	17	1	18
H28	84	60	73	73	290	51	341	16	1	17
H29	85	49	62	87	283	33	316	19	2	21
H30	82	57	69	102	310	20	330	19	3	22
H31	85	72	64	113	334	18	352	22	2	24

資料：町健康福祉課（各年4月入所状況）

図：年齢別の保育園・認定こども園の利用率の推移



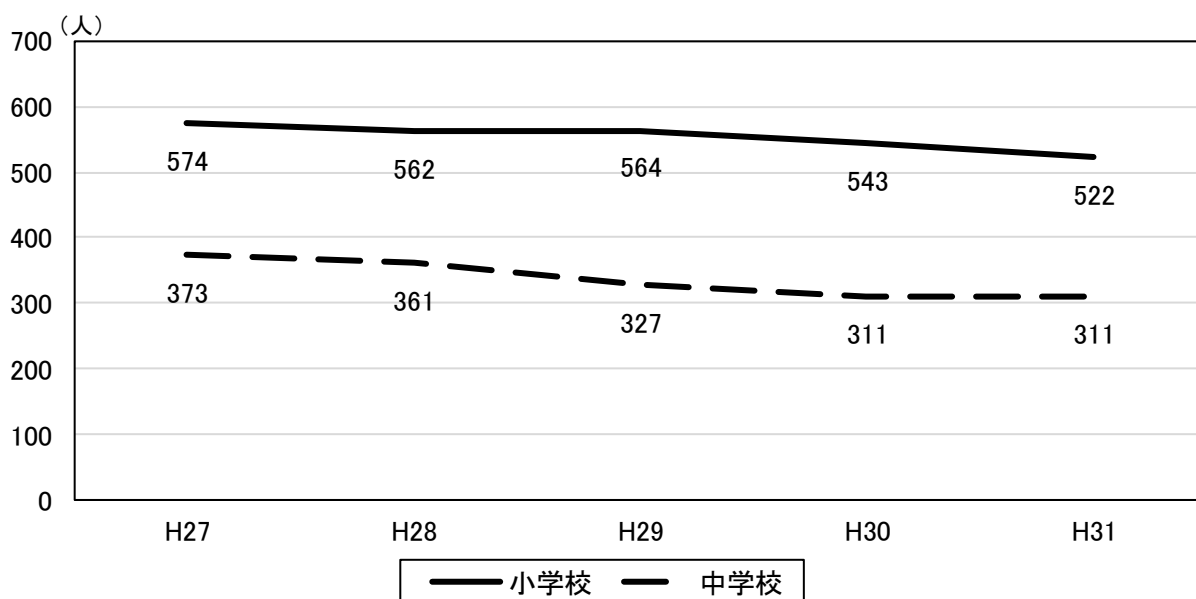
資料：町健康福祉課（各年4月入所状況）

②児童生徒数の推移

本町には小学校が5校、中学校が1校あります。児童数・生徒数は減少傾向となっており、平成31年は小学生が522人、中学生が311人となっています。平成31年は平成27年と比較して、小学生は52人減少、中学生は62人減少しています。

小学校・中学校別の児童数・生徒数の状況では、小学校のうち遊佐小学校が173人と最も多く、次いで藤崎小学校が120人となっています。

図：児童数・生徒数の推移（各年4月1日現在）



表：小学校・中学校別の児童数・生徒数の状況（平成31年4月1日現在、単位：人）

	児童数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
蕨岡小学校	12	9	18	9	7	10	65
遊佐小学校	24	26	36	35	28	24	173
高瀬小学校	14	17	17	13	17	7	85
吹浦小学校	16	10	17	14	15	7	79
藤崎小学校	15	19	20	19	24	23	120
小学校計	81	81	108	90	91	71	522
	生徒数						
	1年	2年	3年	合計			
遊佐中学校	102	104	105	311			

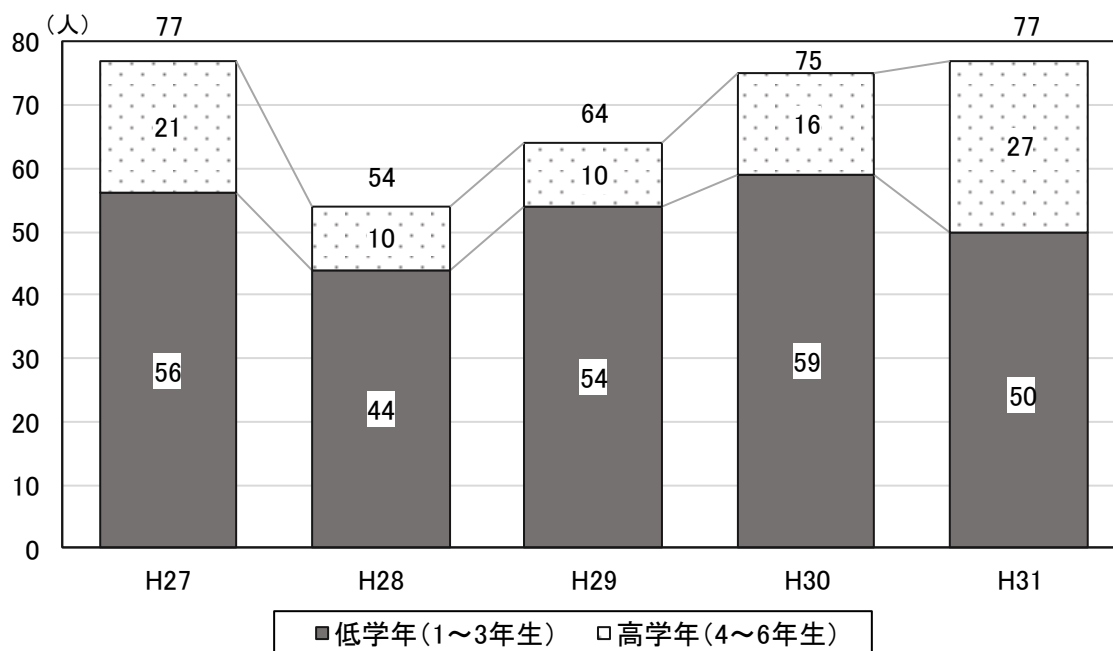
資料：町教育委員会

③放課後児童クラブ(学童保育)の状況

放課後児童クラブの利用者数は平成 27 年以降、50 人から 80 人の間で推移しています。低学年は 40 人から 60 人、高学年は 10 人から 30 人の間で推移しています。

また、本町には 2 つの放課後児童クラブの施設があります。利用者数について、「ぼっかぽかクラブ」は 40 人から 60 人、「あそぶ塾」は 10 人～30 人の間で推移しています。

図：放課後児童クラブ（学童保育）の利用者数の推移



表：放課後児童クラブの施設別利用者数の状況（各年度 5 月 1 日現在、単位：人）

	ぼっかぽかクラブ						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
H27	13	14	15	4	5	4	55
H28	19	9	9	1	3	0	41
H29	12	20	7	4	0	1	44
H30	15	11	13	5	3	0	47
R1 (H31)	17	9	8	8	6	2	50
	あそぶ塾						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
H27	5	1	8	3	4	1	22
H28	3	3	1	4	2	0	13
H29	7	3	5	1	3	1	20
H30	6	8	6	4	1	3	28
R1 (H31)	4	7	5	6	4	1	27

資料：町健康福祉課

3 ニーズ調査結果からみた現状

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に、保育ニーズや町の子育て支援サービスへの要望等の把握を目的として、アンケート調査¹を実施しました。以下のとおり、調査結果を抜粋し、掲載します。

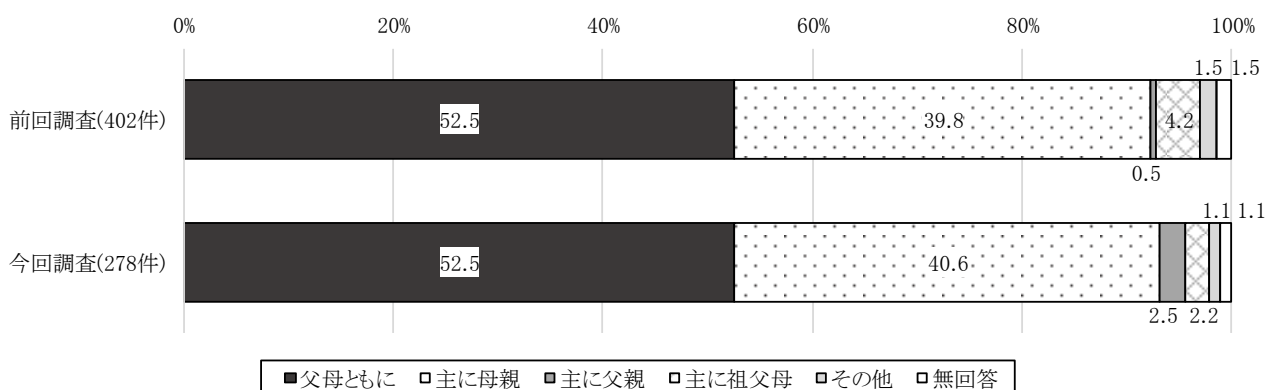
(1) 育児者の状況

①就学前児童

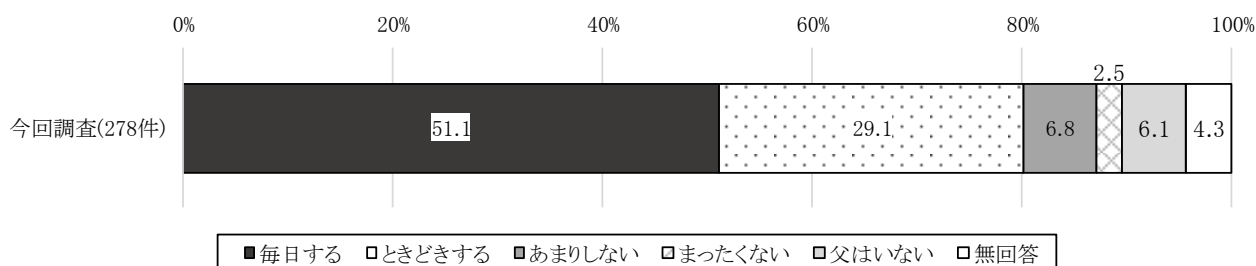
主な育児者は、「父母ともに」が 52.5%と最も高く、次いで「主に母親」が 40.6%となっています。また、「父母ともに」と「主に母親」の割合は前回と比較して、概ね変化はありません。

父親の育児参加は「毎日する」が 51.1%と最も高く、次いで「ときどきする」が 29.1%となっています。「あまりしない」と「まったくしない」の合計は 8.3%となっています。

図：主に子育てしている人



図：父親の子育てへの関わり



¹ 前回調査：平成 26 年子ども・子育て支援に関するニーズ調査

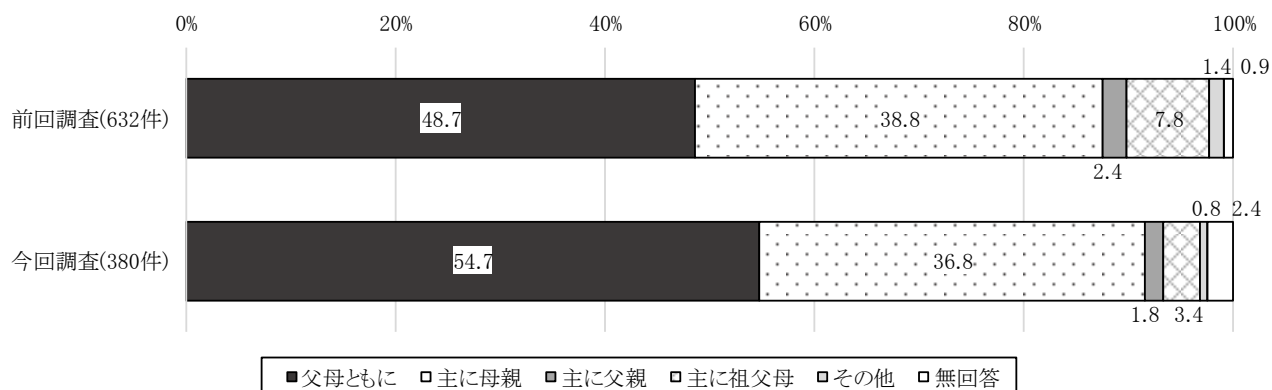
今回調査：平成 31 年子ども・子育て支援に関するニーズ調査

②小学生児童

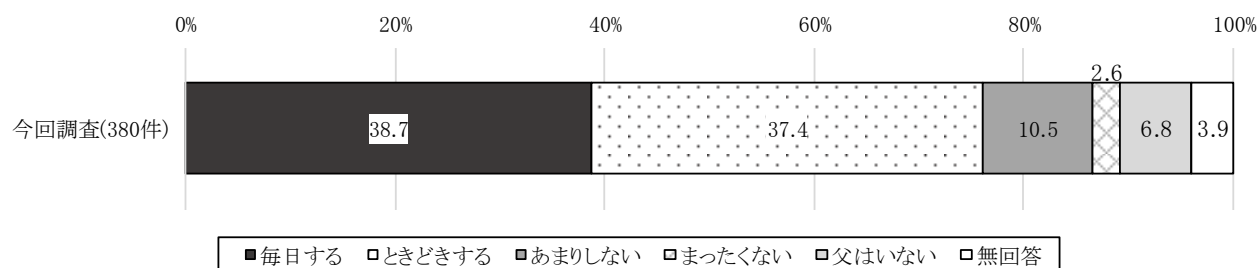
主な育児者は、「父母ともに」が 54.7%と最も高く、次いで「主に母親」が 36.8%となっています。前回と比較して、「父母ともに」が 6.0 ポイント増加しています。

父親の育児参加は「毎日する」が 38.7%と最も高く、次いで「ときどきする」が 37.4%となっています。「あまりしない」と「まったくしない」の合計は 13.1%となっています。

図：主に子育てしている人



図：父親の子育てへの関わり



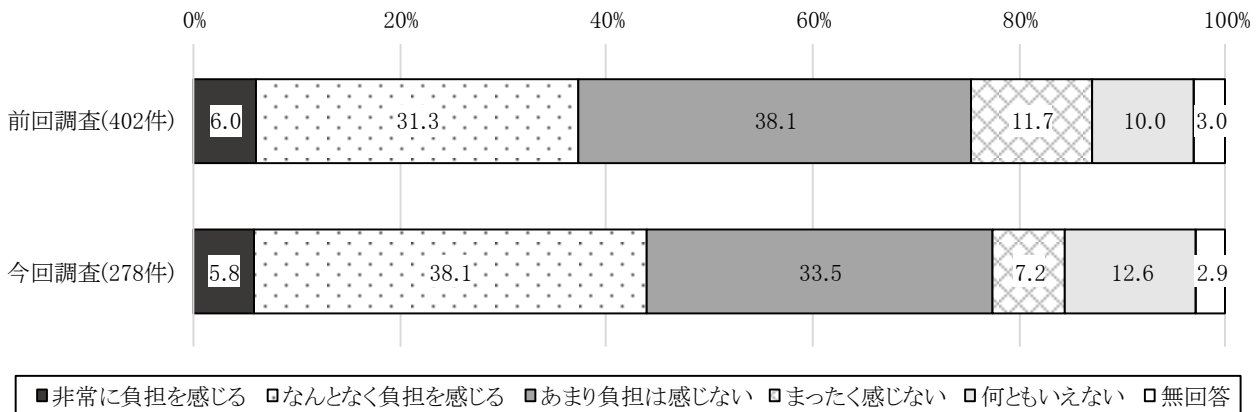
- 主な育児者について、就学前児童においては、「父母ともに」と「主に母親」の割合に概ね変化はありませんでしたが、小学生児童においては、「父母ともに」が 6.0 ポイント増加しています。
- 父親の育児参加について、「毎日する」は就学前児童で 51.1%と小学生児童の 38.7%と比較して、高くなっています。また、「毎日する」と「ときどきする」の合計も就学前児童で 80.2%と小学生児童の 76.1%と比較して、高くなっています。

(2) 子育てに関する不安や悩み

①就学前児童

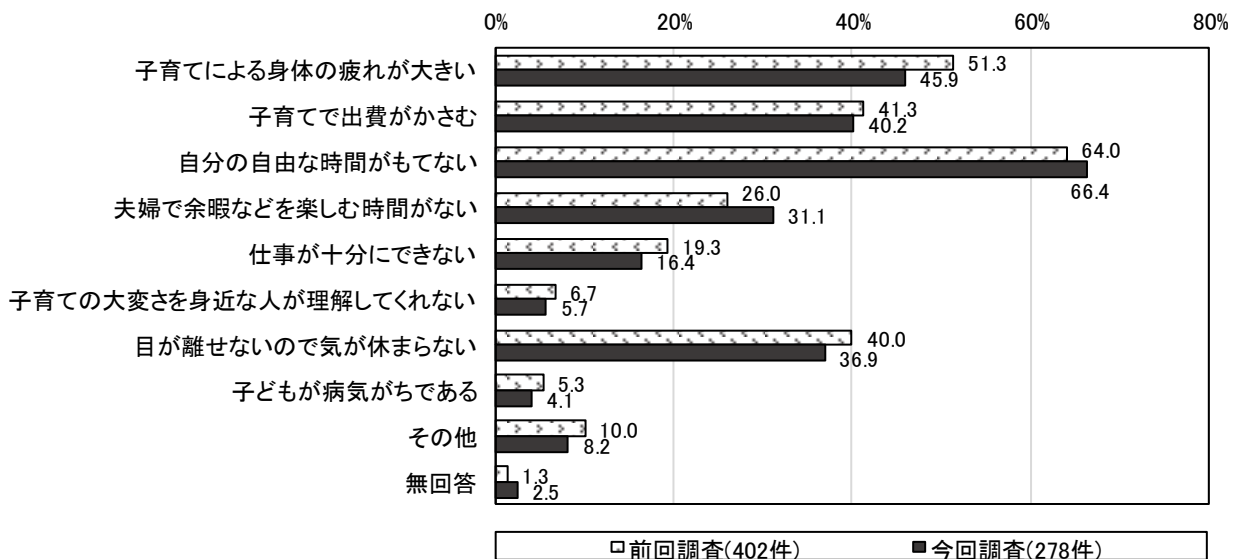
子育ての負担感について、「なんとなく負担を感じる」が 38.1%と最も高く、次いで「あまり負担は感じない」が、33.5%となっています。前回と比較して、「なんとなく負担を感じる」が 6.8 ポイント増加している一方で、「あまり負担は感じない」が 4.6 ポイント減少しています。

図：子育ての負担感



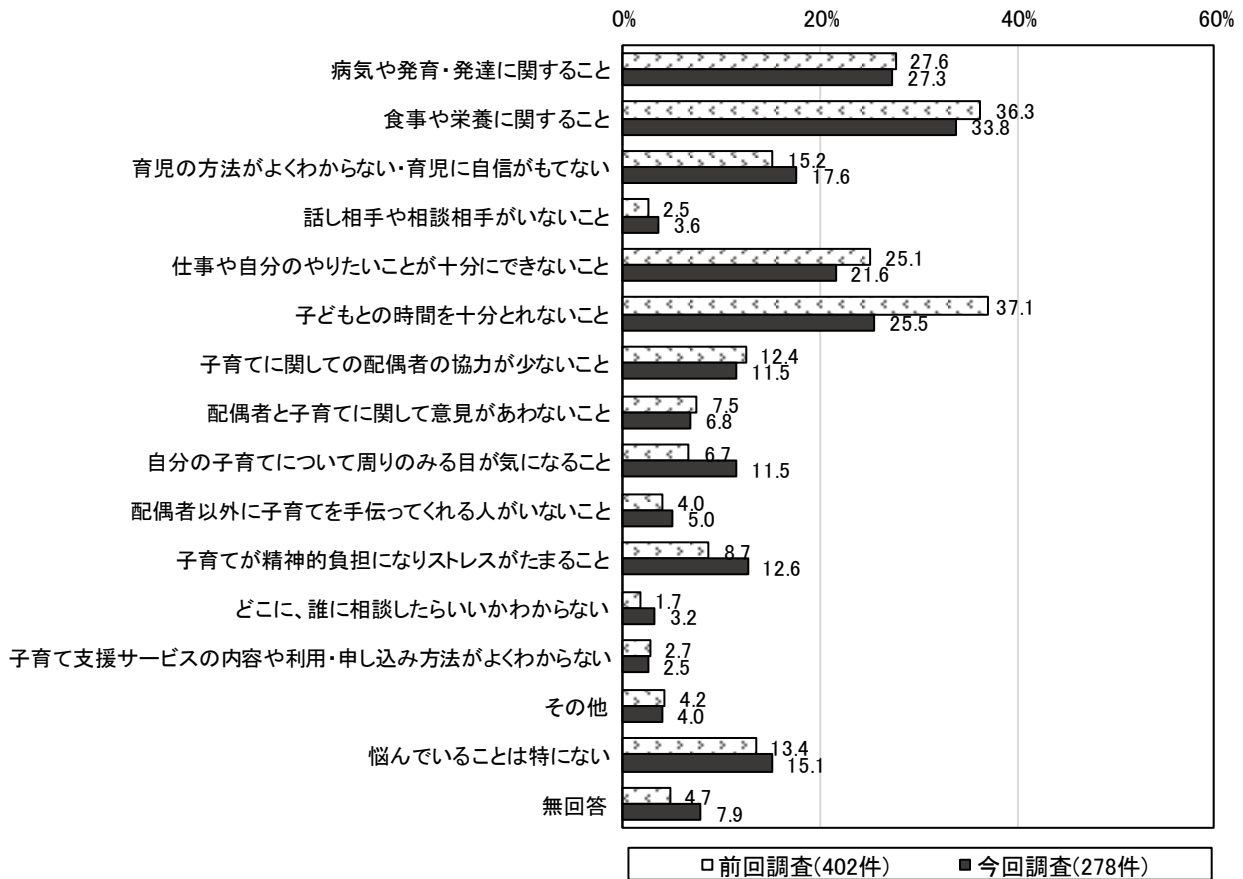
子育てをするうえで特に負担に思うことは、「自分の自由な時間がもてない」が 66.4%と最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」が 45.9%、「子育てで出費がかさむ」が 40.2%となっています。

図：子育てするうえで特に負担に思うこと



子育てに関して日常悩んでいることは、「食事や栄養に関すること」が 33.8%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が 27.3%となっています。前回と比較して、「子どもとの時間が十分とれないこと」が 11.6 ポイント減少しています。

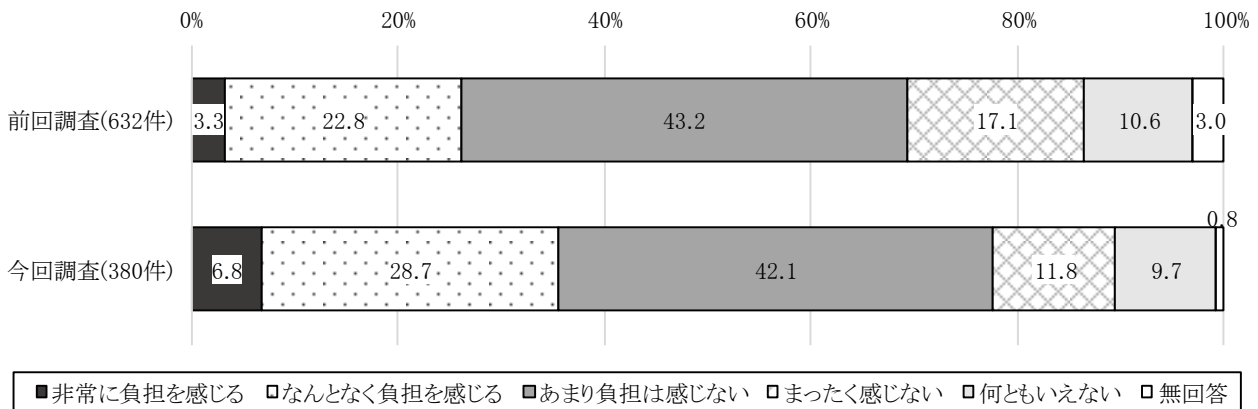
図：子育てに関して日常悩んでいること



②小学生児童

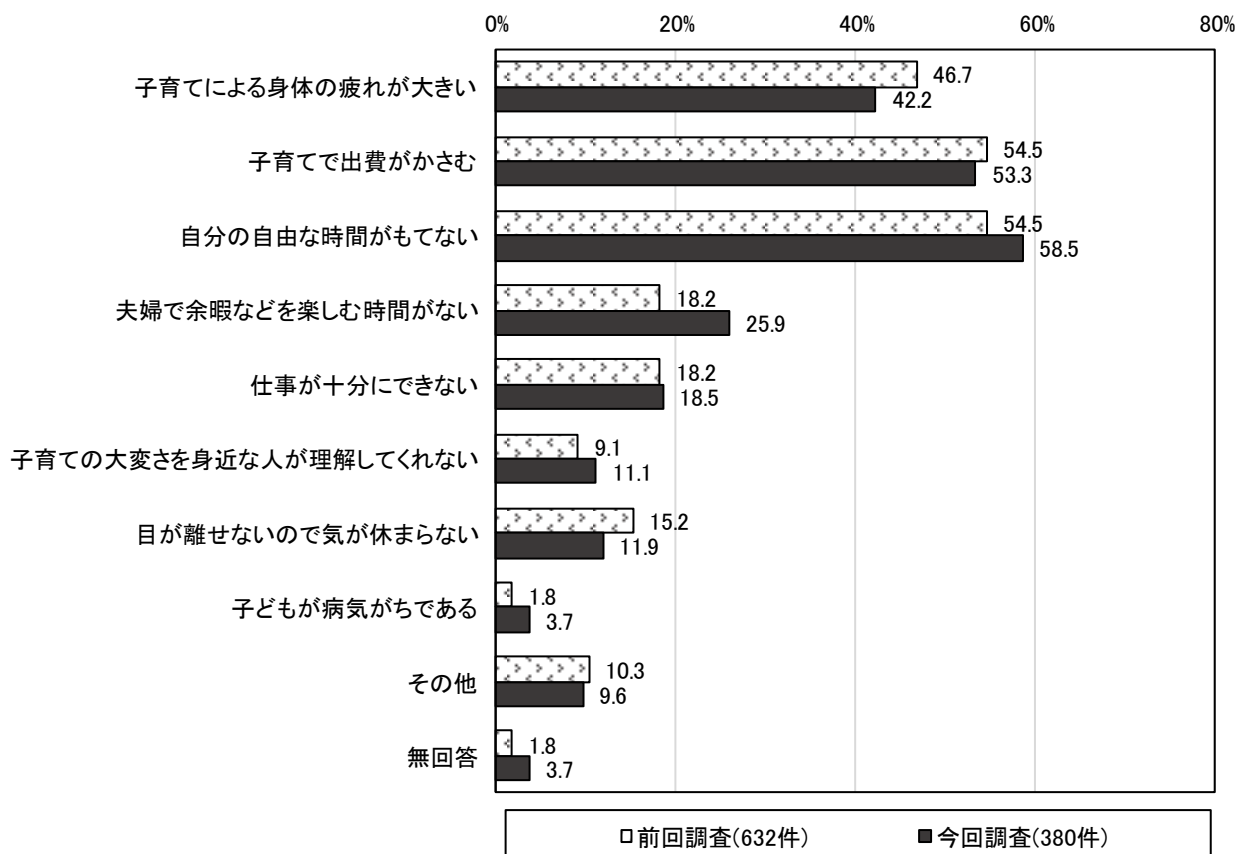
子育ての負担感について、「あまり負担は感じない」が42.1%と最も高く、次いで「なんとなく負担を感じる」が28.7%となっています。前回と比較して、「なんとなく負担を感じる」が5.9ポイント増加している一方で、「まったく感じない」が5.3ポイント減少しています。

図：子育ての負担感



子育てをする上で、特に負担に思うことは、「自分の自由な時間がもてない」が58.5%、次いで「子育てで出費がかさむ」が53.3%、「子育てによる身体の疲れが大きい」が42.2%となっています。前回と比較して、「夫婦で余暇などを楽しむ時間がない」が7.7ポイント増加しています。

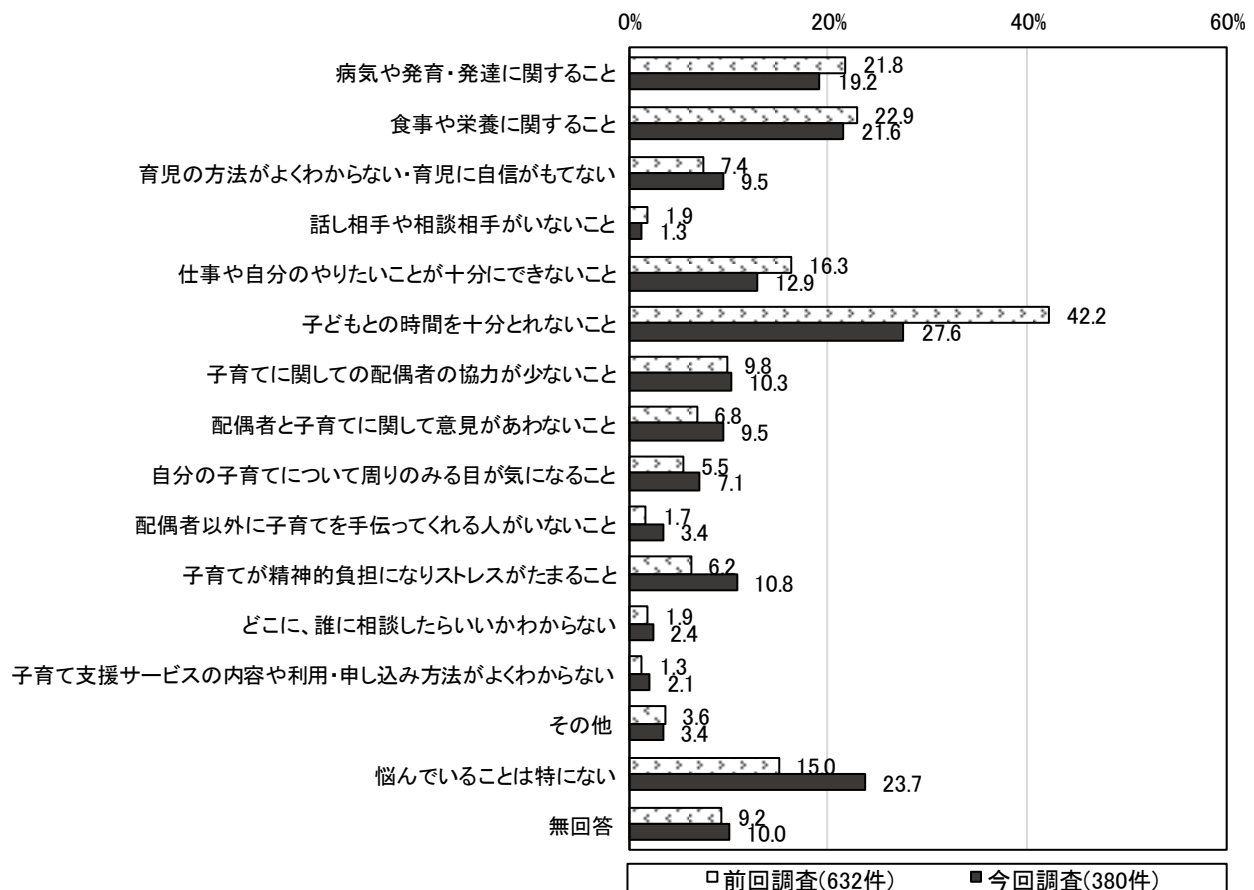
図：子育てする上で特に負担に思うこと



子育てに関して日常悩んでいることは、「子どもとの時間が十分とれないこと」が27.6%と最も高く、次いで「悩んでいることは特にない」が23.7%、「食事や栄養に関すること」が21.6%となっています。

前回と比較して「子どもとの時間が十分とれないこと」は14.6ポイント減少している一方で、「悩んでいることは特にない」は8.7ポイント増加しています。

図：子育てに関して日常悩んでいること



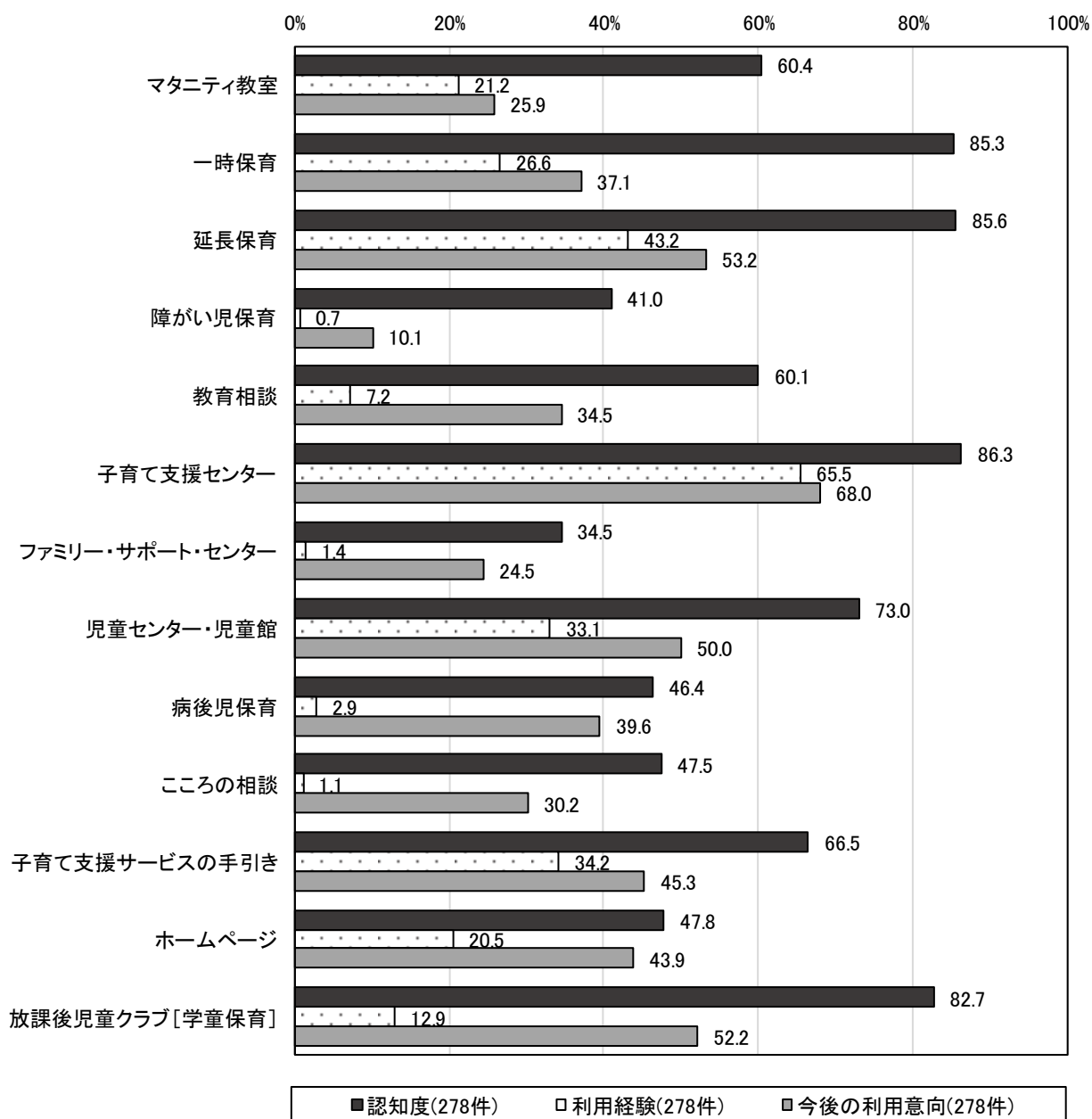
- 子育ての負担感について、就学前児童と小学生児童ともに「なんとなく負担を感じる」が増加しました。また、「なんとなく負担を感じる」は就学前児童で38.1%と小学生児童の28.7%と比較して高くなっています。
- 子育てをする上で、特に負担に思うことについては、順番に前後がありますが、就学前児童と小学生児童ともに、「自分の自由な時間がもてない」、「子育てで出費がかさむ」、「子育てによる身体の疲れが大きい」が上位の3つとなっています。また、就学前児童では、「目が離せないのが気が休まらない」が小学生児童と比較して高くなっています。
- 子育てに関して日常悩んでいることは、順番に前後がありますが、就学前児童と小学生児童ともに、「食事や栄養に関すること」、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの時間が十分とれないこと」が上位の3つとなっています。また、就学前児童では、「育児の方法がよくわからない・育児に自信がもてない」と「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が小学生児童と比較して高くなっています。「悩んでいることは特にない」は小学生児童で23.7%と就学前児童の15.1%と比較して高くなっています。

(3) 子育て支援サービスの状況

①就学前児童

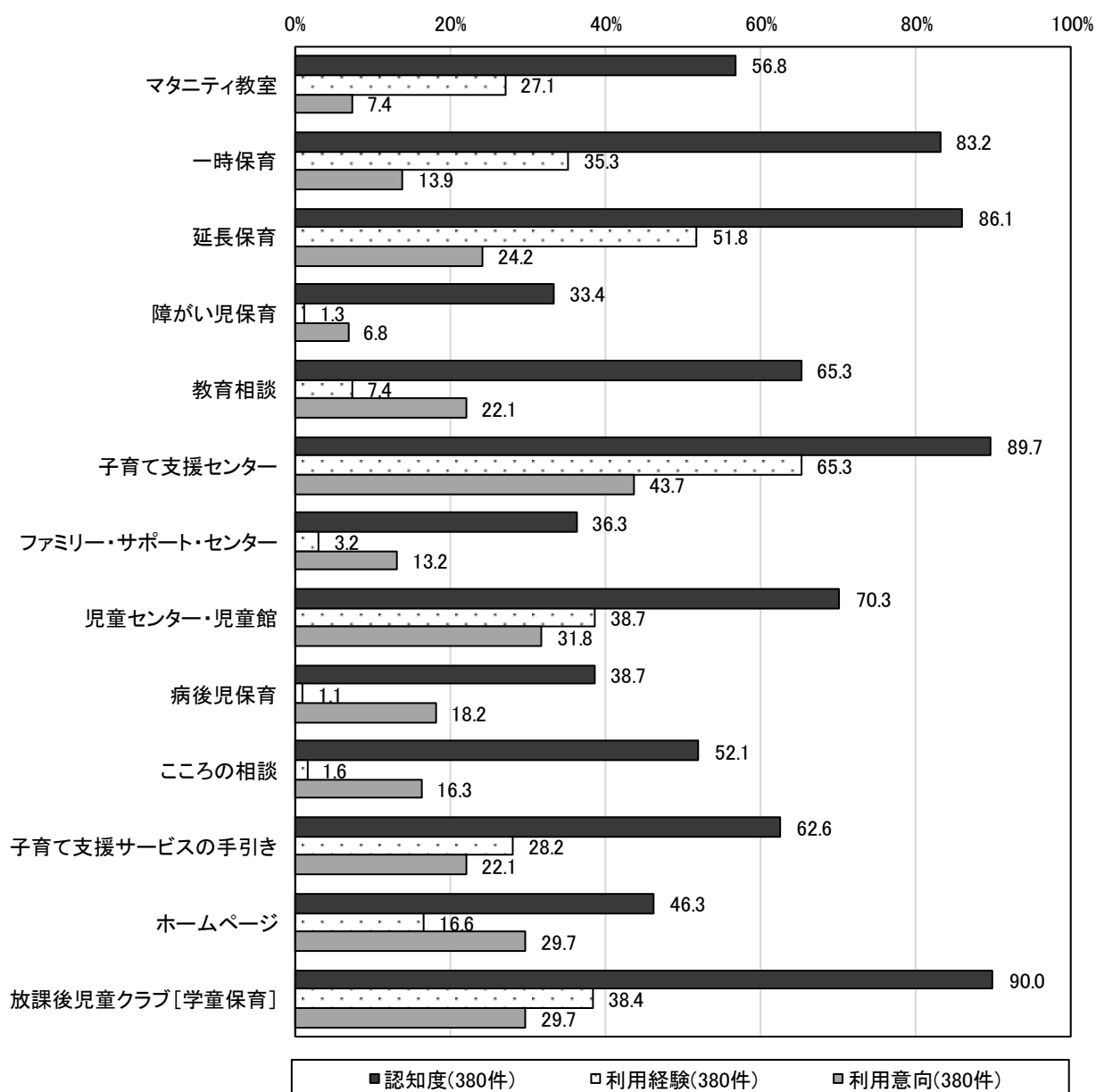
子育て支援事業の認知度について、「一時保育」と「延長保育」、「子育て支援センター」が9割近くとなっています。利用経験については「子育て支援センター」が65.5%と最も高く、次いで「延長保育」が43.2%となっています。今後の利用意向は「子育て支援センター」が68.0%と最も高く、次いで「延長保育」が53.2%となっています。利用経験と今後の利用意向の差は「放課後児童クラブ[学童保育]」が39.3ポイントと最も大きく、次いで「病後児保育」が36.7ポイントとなっています。

図：子育て支援事業の認知度・利用経験・今後の利用意向



②小学生児童

子育て支援事業の認知度について、「一時保育」と「延長保育」、「子育て支援センター」、「放課後児童クラブ[学童保育]」が他と比較して高くなっています。利用経験については「子育て支援センター」が65.3%と最も高く、次いで「延長保育」が51.8%となっています。今後の利用意向は「子育て支援センター」が43.7%と最も高く、次いで「児童センター・児童館」が31.8%となっています。利用経験と今後の利用意向の差は「病後児保育」が17.1ポイントと最も大きく、次いで「教育相談」と「こころの相談」が36.7ポイントとなっています。



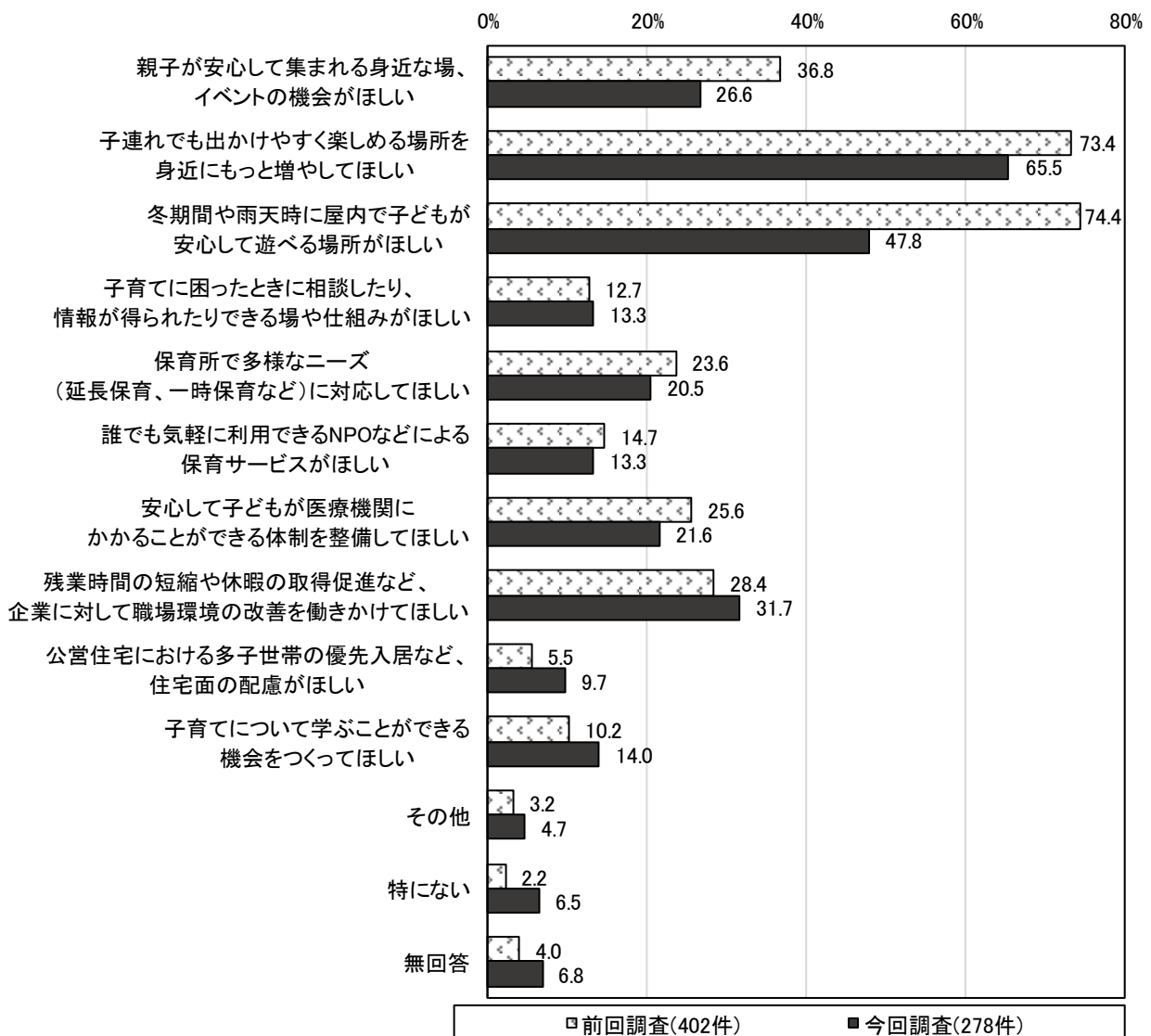
- 子育て支援事業の認知度と利用経験、今後の利用意向について、サービスの対象者による違いがみられるものの、就学前児童と小学生児童ともに同様の項目が上位になっている傾向がみられます。
- 利用経験と今後の利用意向の差は就学前児童では、「放課後児童クラブ[学童保育]」が最も大きくなっている一方で、小学生児童では、「放課後児童クラブ[学童保育]」の利用経験が利用意向を上回る結果となっています。

(4) 町に望む子育て支援

①就学前児童

子育てしやすい環境の充実のために必要な支援策は「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やしてほしい」が65.5%と最も高く、次いで「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が47.8%となっています。前回と比較して、「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が26.6ポイント、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が10.2ポイント、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やしてほしい」が7.9ポイント減少しています。

図：子育てしやすい環境の充実のために必要な支援策

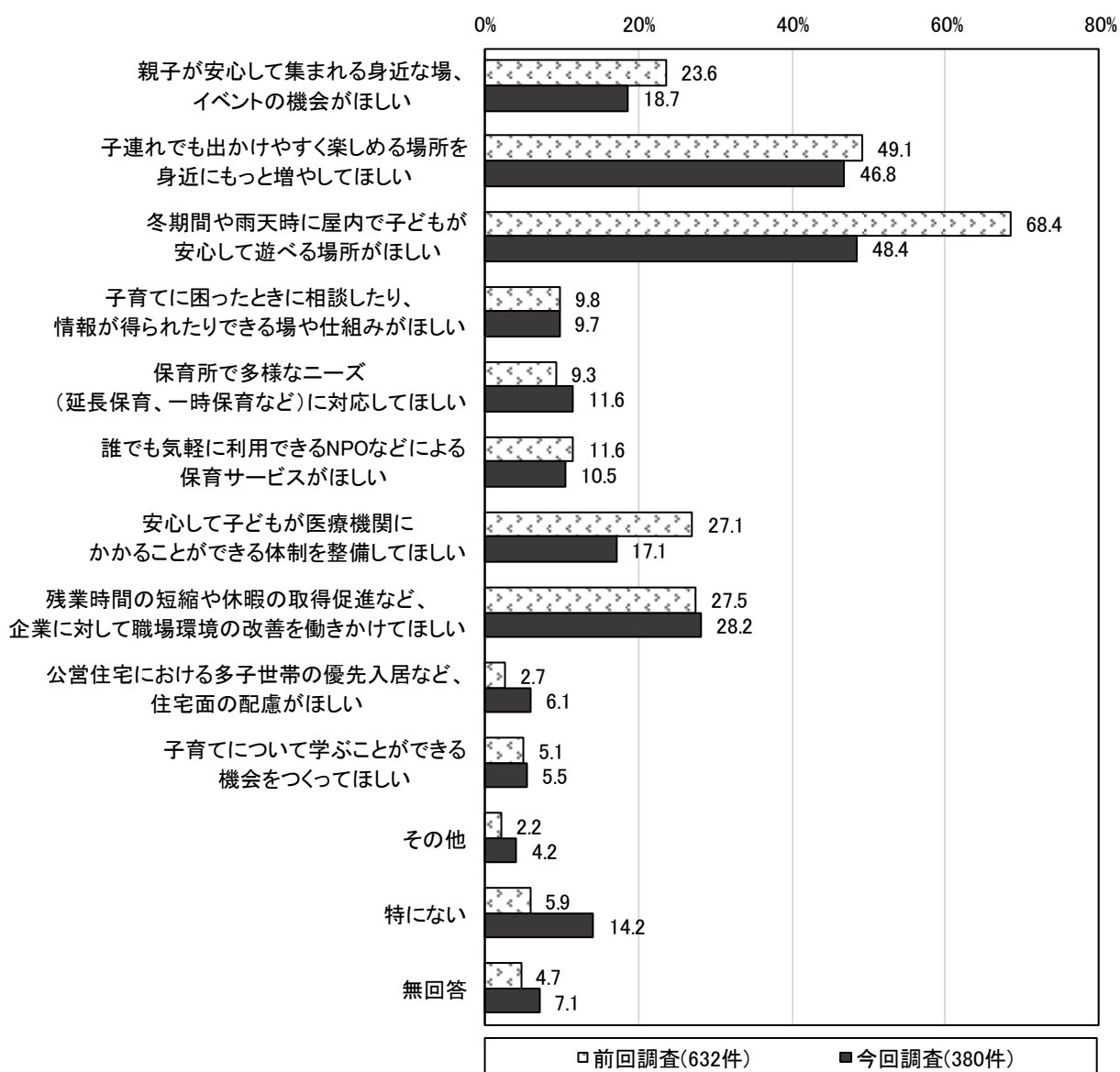


②小学生児童

子育てしやすい環境の充実のために必要な支援策は「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が48.4%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やしてほしい」が46.8%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が28.2%となっています。

前回と比較して、「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が20.0ポイント、「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制を整備してほしい」が10.0ポイント減少している一方で、「特にない」が8.3ポイント増加しています。

図：子育てしやすい環境の充実のために必要な支援策

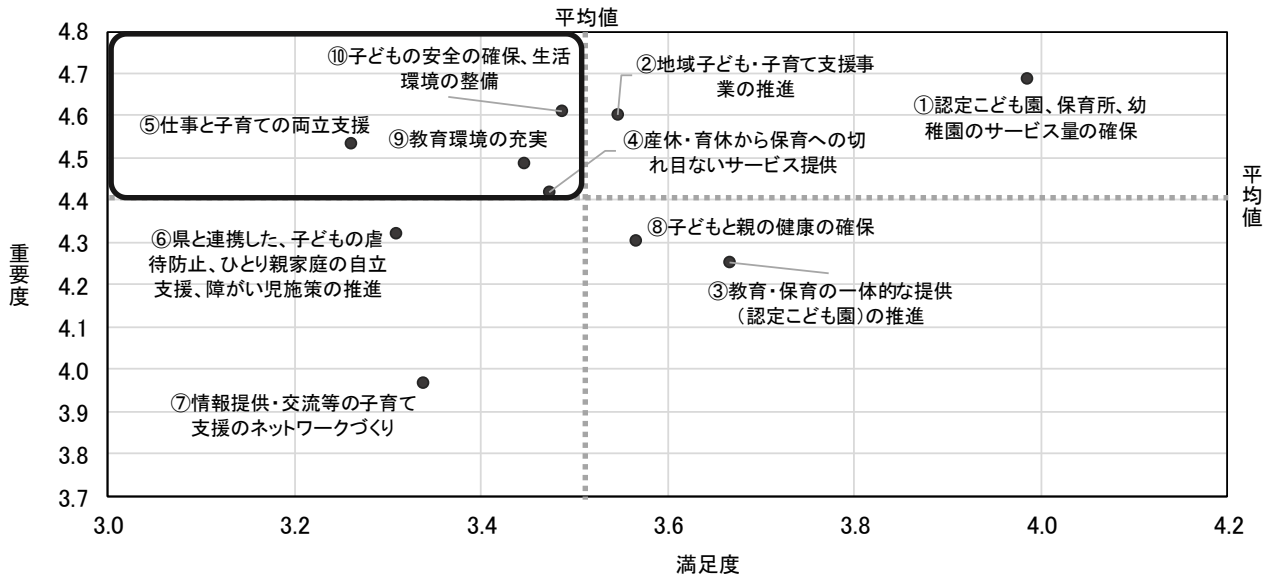


- 前回との比較では、就学前児童と小学生児童ともに「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が大きく減少しています。また、小学生児童では「特にない」が増加しています。
- 町に望む子育て支援について、順番に前後がありますが、就学前児童と小学生児童ともに「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」と、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やしてほしい」が他の選択肢より高くなっています。

(5) 町の子育て支援施策の重要度と満足度の分析

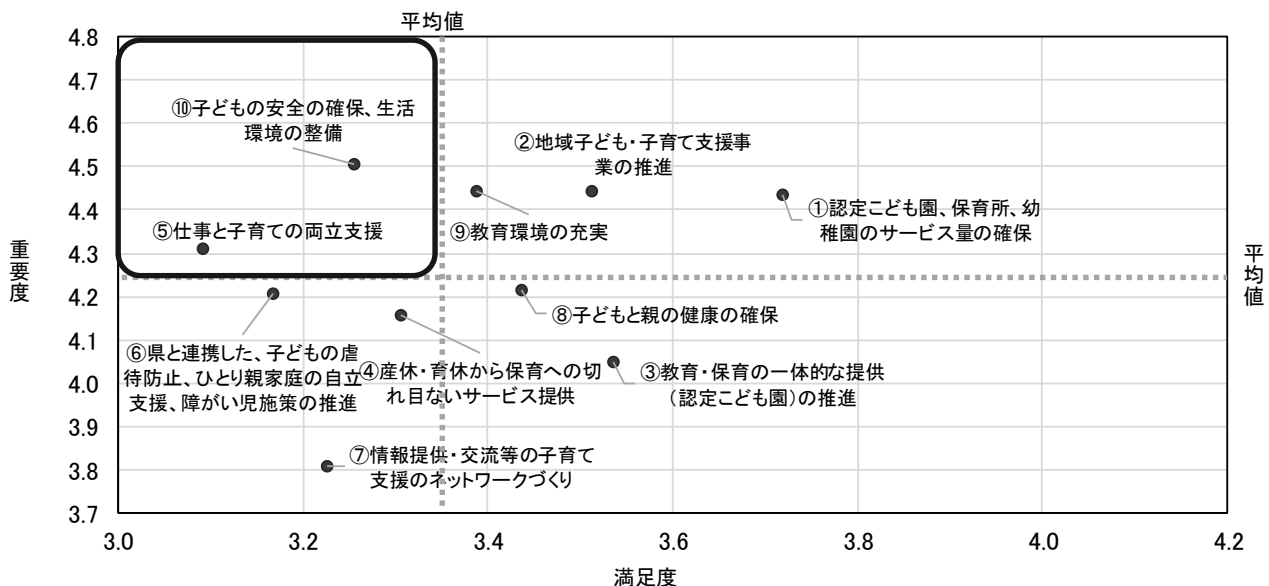
①就学前児童

子育て支援施策について、「④産休・育休から保育への切れ目ないサービス提供」、「⑤仕事と子育ての両立支援」、「⑨教育環境の充実」、「⑩子どもの安全の確保、生活環境の整備」は満足度が平均値より低く、重要度が平均値より高くなっているため、優先して対策する必要がある施策となっています。



②小学生児童

子育て支援施策について、「⑤仕事と子育ての両立支援」、「⑩子どもの安全の確保、生活環境の整備」は満足度が平均値より低く、重要度が平均値より高くなっているため、優先して対策する必要がある施策となっています。



- 【①満足度】 満足=5点、やや満足=4点、どちらともいえない=3点、やや不満=2点、不満=1点
 【②重要度】 重要=5点、やや重要=4点、どちらともいえない=3点、あまり重要ではない=2点、重要ではない=1点

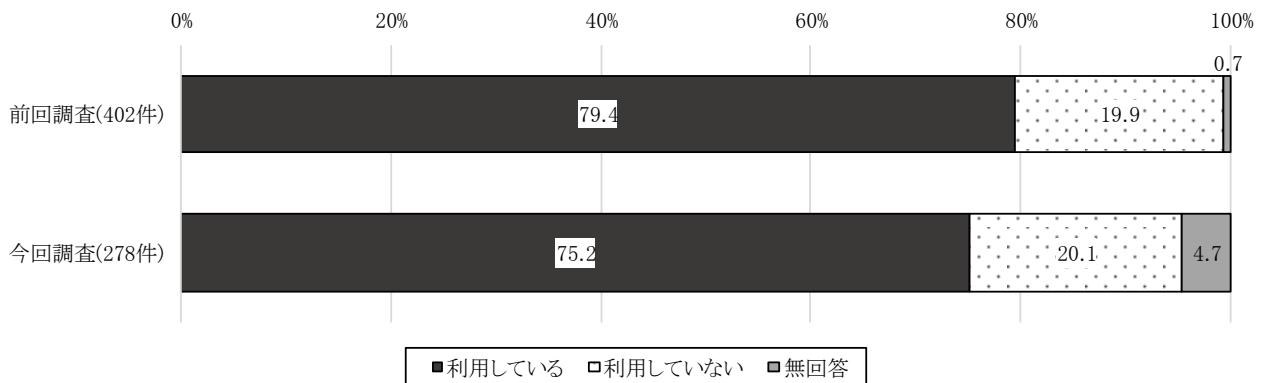
※満足度と重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

(6) 就学前児童の保育と小学生児童の放課後の過ごし方の希望

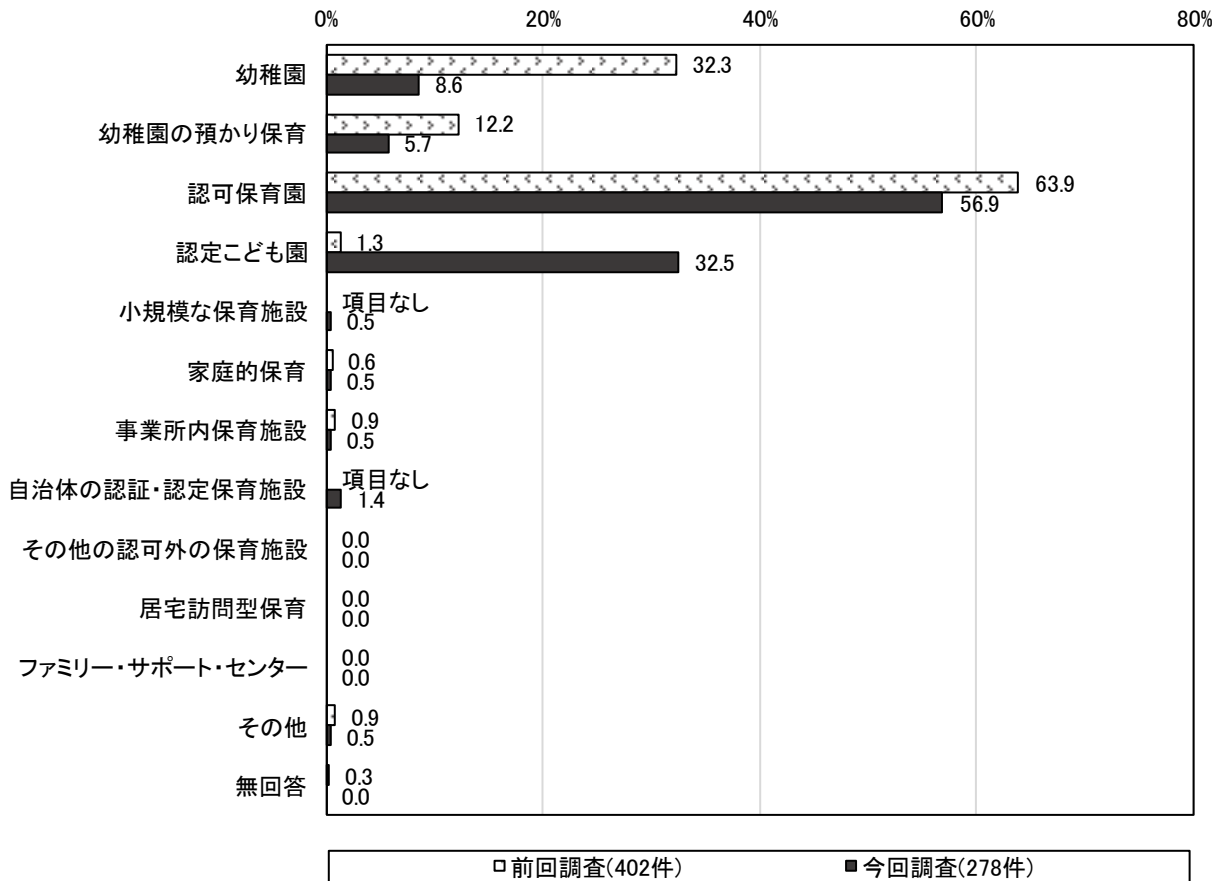
①就学前児童

平日に定期的な教育・保育事業を「利用している」は75.2%となっています。利用している施設については、「認可保育園」が56.9%と最も高くなっています。前回と比較して、「認定こども園」が31.2ポイント増加している一方で、「幼稚園」が23.7ポイント、「認可保育園」が7.0ポイント、「幼稚園の預かり保育」が6.5ポイント減少しています。

図：平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



図：平日の定期的な教育・保育事業で利用している施設

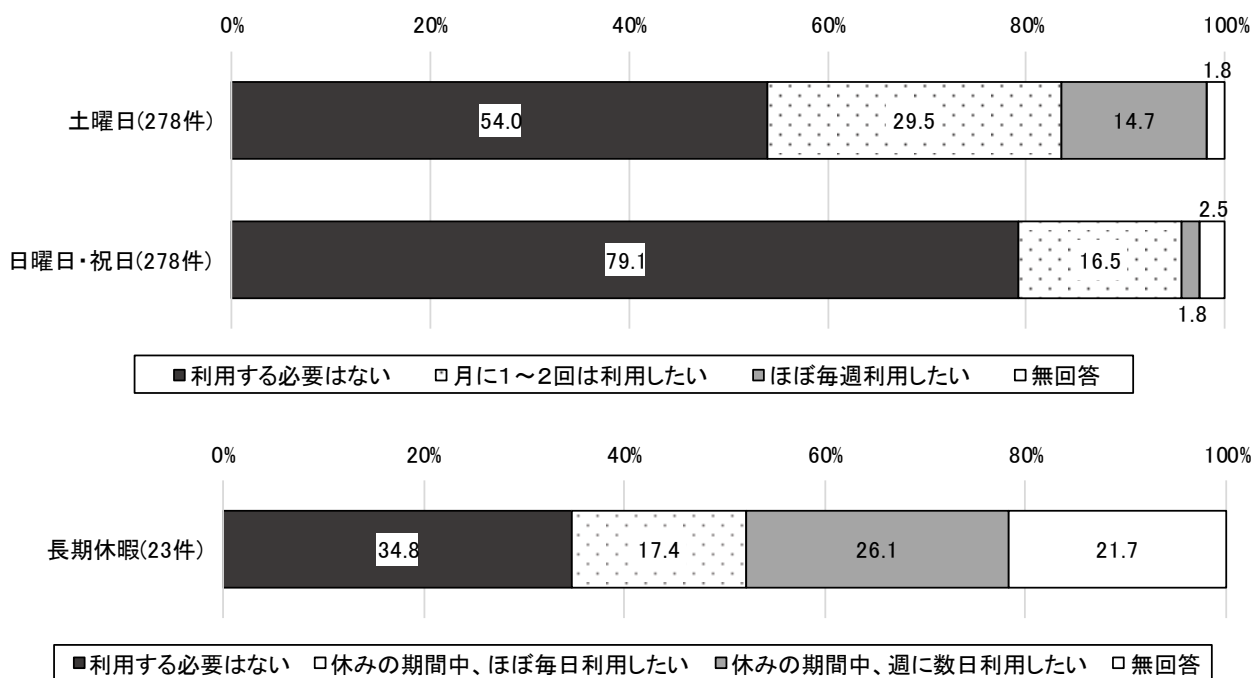


土曜日に定期的な教育・保育事業の利用は、「利用する必要はない」が54.0%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が29.5%、「ほぼ毎週利用したい」が14.7%となっています。

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が79.1%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が16.5%、「ほぼ毎週利用したい」が1.8%となっています。

長期休暇の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が34.8%と最も高く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が26.1%、「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」は17.4%となっています。

図：土曜・休日などの定期的な教育・保育の利用希望

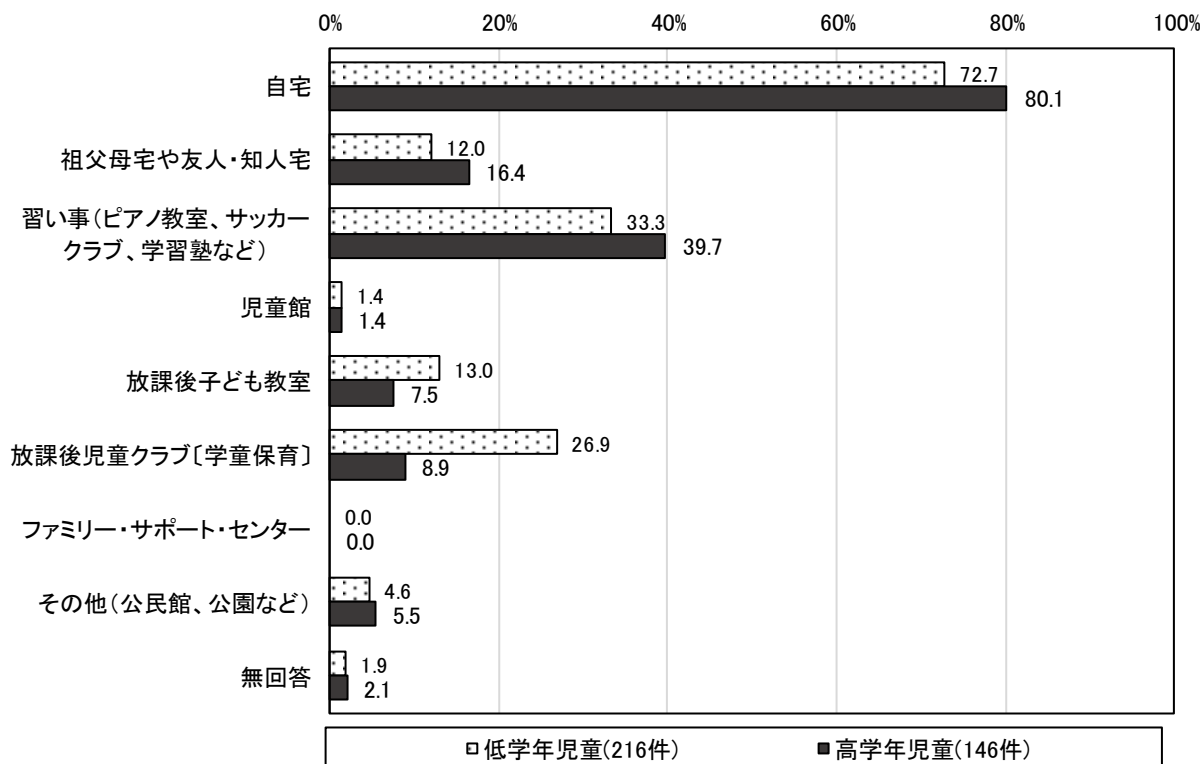


②小学生児童

放課後の過ごし方の希望については、低学年では、「自宅」が72.7%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が33.3%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が26.9%となっています。高学年では、「自宅」が80.1%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が39.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が16.4%となっています。

高学年では「放課後児童クラブ(学童保育)」が低学年と比較して、18.0ポイント減少しています。

図：放課後の過ごし方の希望



地区別では、吹浦地区で「放課後子ども教室」が41.7%と他の地区と比較して高くなっている一方で、「自宅」が低くなっています。「放課後児童クラブ〔学童保育〕」は稲川地区で28.1%と最も高くなっている一方で、西遊佐地区で、5.4%と最も低くなっています。

表：地区別の放課後の過ごし方の希望（単位：％）

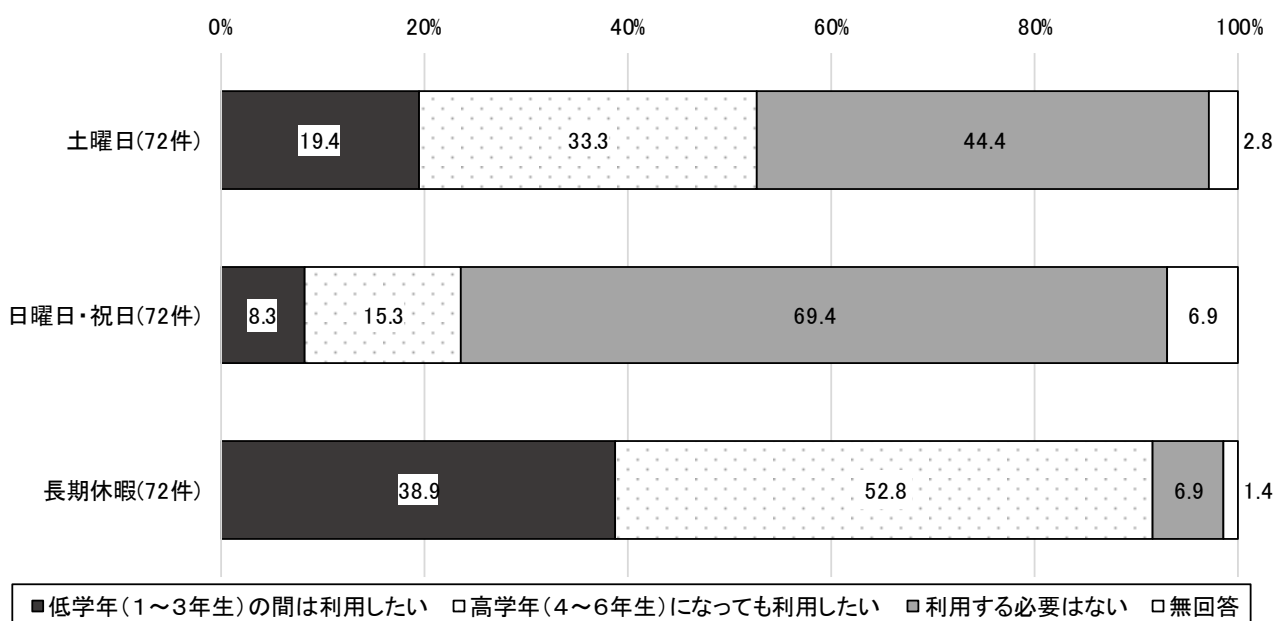
	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	児童館	放課後子ども教室	放課後児童クラブ〔学童保育〕	ファミリー・サポート・センター	その他(公民館、公園など)	無回答
蔵岡地区 (42件)	78.6	14.3	40.5	0.0	14.3	23.8	0.0	7.1	0.0
遊佐地区 (125件)	75.2	17.6	43.2	1.6	7.2	18.4	0.8	5.6	4.0
稲川地区 (64件)	81.3	15.6	28.1	0.0	4.7	28.1	0.0	6.3	3.1
西遊佐地区 (37件)	78.4	10.8	32.4	2.7	5.4	5.4	0.0	5.4	0.0
高瀬地区 (62件)	83.9	9.7	38.7	3.2	3.2	16.1	0.0	4.8	3.2
吹浦地区 (48件)	56.3	10.4	20.8	4.2	41.7	18.8	0.0	4.2	0.0

土曜日の放課後児童クラブの利用意向は、「利用する必要はない」が44.4%と最も高く、次いで「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が33.3%、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」は19.4%となっています。

日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用意向は、「利用する必要はない」が69.4%と最も高く、次いで「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が15.3%、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」は8.3%となっています。

長期休暇の放課後児童クラブの利用意向は、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が52.8%と最も高く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が38.9%、「利用する必要はない」は6.9%となっています。

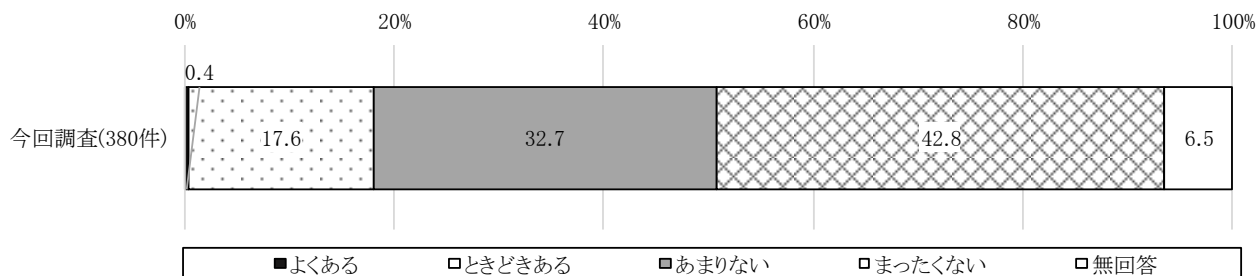
図：土曜・休日などの定期的な学童保育の利用意向



(7) 虐待の状況

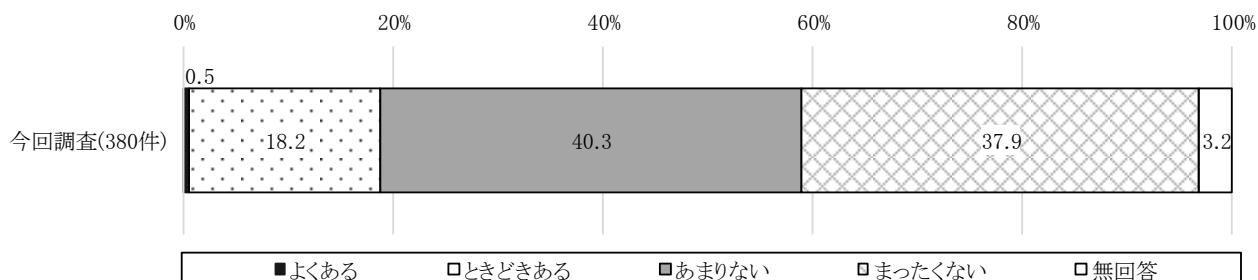
①就学前児童

子どもへの虐待の有無について、「まったくない」が42.8%と最も高く、次いで「あまりない」が32.7%となっています。「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』は18.0%となっています。



②小学生児童

子どもへの虐待の有無について、「あまりない」が40.3%と最も高く、次いで「まったくない」が37.9%となっています。「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』は18.7%となっています。



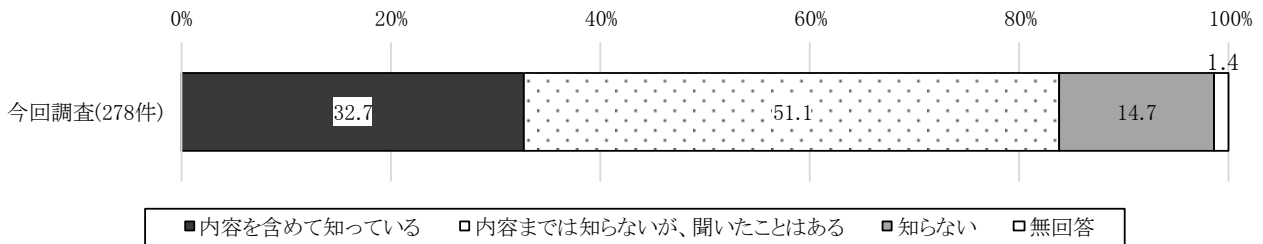
●就学前児童、小学生児童ともに2割近くが、虐待があると回答しています。

(8) 幼児教育・保育の無償化

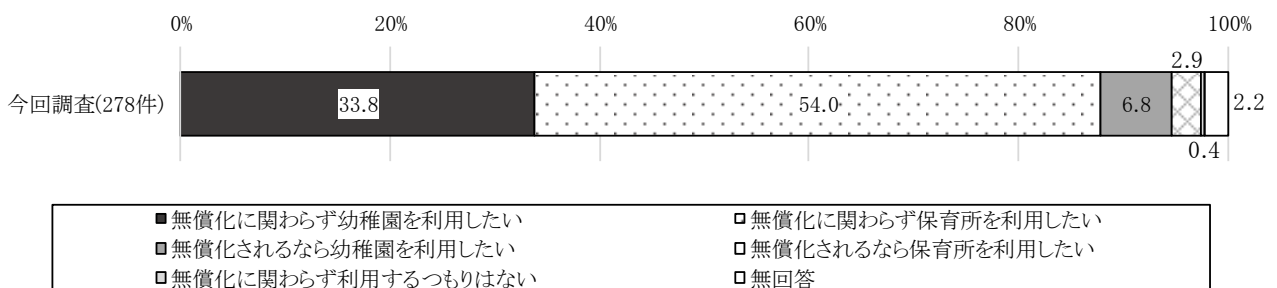
幼児教育・保育の無償化の認知度について、「内容までは知らないが、聞いたことはある」が 51.1%と最も高く、次いで「内容を含めて知っている」が 32.7%となっています。

幼児教育・保育の無償化後の利用意向について、「無償化に関わらず幼稚園を利用したい」と「無償化に関わらず保育所を利用したい」の合計は 87.8%となっています。「無償化されるなら幼稚園を利用したい」と「無償化されるなら保育所を利用したい」の合計は 9.7%となっています。

図：幼児教育・保育無償化の認知度について



図：幼児教育・保育無償化後の利用意向について

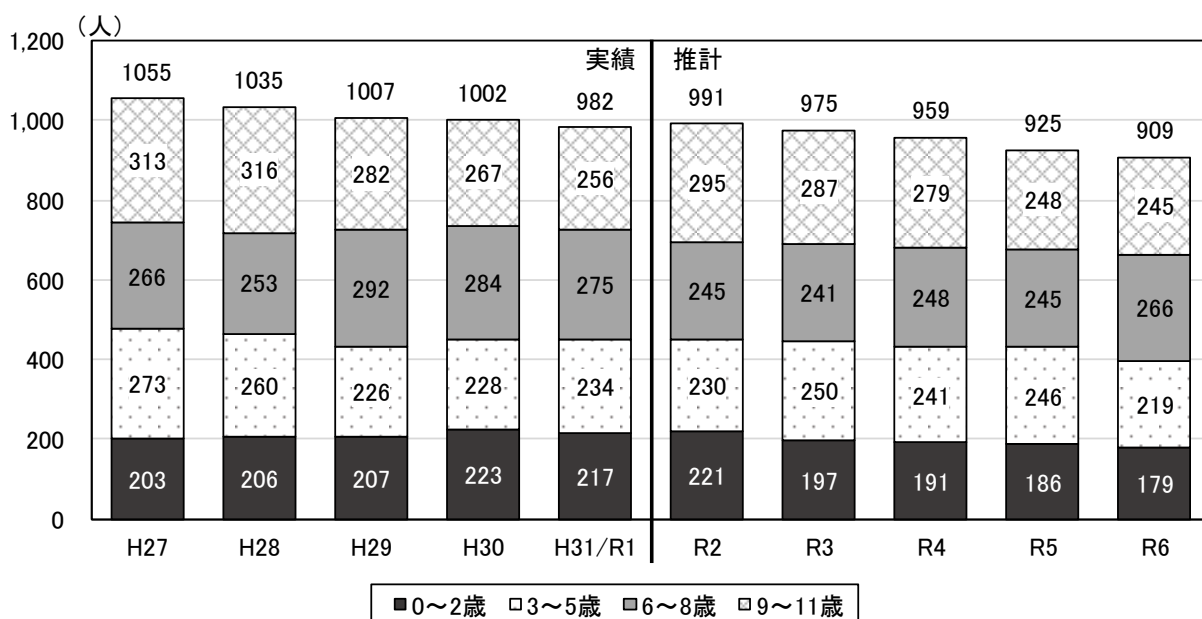


4 人口推計

人口推計は、平成27年から平成31年の各4月1日の住民基本台帳人口を用いたコーホート変化率法により行いました。コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率等を用いて将来の人口予測を計算する方法です。

令和2年以降の人口を推計すると、11歳以下の人口は減少傾向が続き、令和6年は909人になると推計されます。人口構成については、年齢区分が低くなるとともに少なくなる傾向となっており、少子化が進んでいます。

図：人口の推移（11歳以下）



5 現状の子育て支援環境における課題

課題 1：地域全体で子育てを支える体制の構築

親が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長していくためには、地域での支えが重要となります。また、子育て中の親や家庭が地域との交流機会を持つことで、子育て力の向上が期待されます。

本町では、3世代世帯の割合が減少しています。また、子どものいる世帯のうち核家族世帯が増加しています。そのため、親族からの支援が受けにくい環境にある世帯は増加していると考えられます。今後は地域のつながりを活かした、地域における子育て支援が求められます。

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の実施は各地区で異なりますが、ニーズ調査での小学生児童の放課後の過ごし方の希望としての回答を踏まえながら、その地区に適した支援体制を構築する必要性がうかがえます。

課題 2：妊娠期からの切れ目のないサービスの提供体制

ニーズ調査では、子どものことに関して日常悩んでいることについて、就学前児童では「食事や栄養に関すること」が最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」となっており、子どもの発育や食事等の健康、栄養に関する悩みがうかがえます。母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査時等の機会を活用し、支援が必要な保護者または子どもを早期に発見し、保護者や子どもの状況に応じた支援を行うことが重要です。

また、本町の年少人口は減少しつつありますが、認定こども園の利用を含めた保育を目的とする利用者数は増加傾向となっています。特に年齢別では1歳児と2歳児において、保育園や認定こども園を利用している割合が増加しており、今後も利用率が高い状態が続くことが考えられます。そのなかで、令和2年度から開所予定である小規模保育事業所を含めたサービスの提供体制の充実を図ることが求められています。

課題 3：子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の構築

ニーズ調査では、町に望む子育て支援について、就学前児童と小学生児童ともに「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が前回と比較して、大きく減少しました。しかし「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やしてほしい」と併せて、他の選択肢より高くなっており、対策が求められています。

また、次世代の親となる思春期の児童・生徒を対象に、乳幼児と触れ合う体験を実施するなど、将来子育てをしていく意識を学ぶ機会を提供しています。今後、子どもの健全育成のためには、家庭・地域・学校が一体となり、町の特色を生かした体験・交流活動を進めることで、子どもの心身の成長を促し、学びを深めることのできる環境の充実が必要です。

さらに、近年、スマートフォン等の普及と同時にSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用が増加しています。学校における情報モラル教育に取り組むとともに、保護者を対象としたSNSの危険性や正しい使い方について啓発を充実させることも必要です。

課題 4 : 子どもの安心・安全の確保

近年、子どもが巻き込まれる事件・事故が大きな社会問題となっています。さらに、人為的な危険だけでなく、自然災害等の危険から子どもたちの身を守るための取り組みが求められており、そのニーズは複雑・多様化しています。

また、ニーズ調査では町の子育て支援施策で「子どもの安全の確保、生活環境の整備」が就学前児童と小学生児童ともに最も重要度が高くなっています。さらに、就学前児童と小学生ともに満足度が平均値より低く、優先して対策をする必要がある施策となっています。今後、安全な通学路の整備といったハード面での整備とともに、さまざまな危険から身を守るための指導や訓練など、地域全体で取り組むことが求められます。

課題 5 : 仕事と子育ての両立支援

本町では全国や山形県と比較して働いている女性の割合が高く、仕事や家事、子育て等の両立に努めている女性が多い状況がうかがえ、ワーク・ライフ・バランスの充実が求められています。しかし、ニーズ調査では、町の子育て支援施策で「仕事と子育ての両立支援」が就学前児童と小学生ともに最も満足度が低くなっています。

また、仕事と子育ての両立支援については、母親のみを支援の対象として捉えるのではなく、父親が積極的に子育てに携わることのできる環境づくりと並行して行うことが重要です。

課題 6 : 1人ひとりの子どもと家庭に寄り添う支援の充実

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」では6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特にひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当すると報告されています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、子どもへの虐待やいじめ等により子育て家庭の社会的な孤立が問題となっています。

このような状況を受け、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行や「児童福祉法」、「社会福祉法」の改正により、生活困窮・子どもの貧困・権利擁護・虐待防止等の多様化・複雑化している生活課題への対策に取り組んでいます。

本町において、子どものいる世帯に占める核家族世帯や18歳未満の子どものいるひとり親世帯が増加傾向となっています。子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを等しく保障するために、子育て家庭の状況に応じ、早期に適切な支援へと結び付けていくことが求められています。

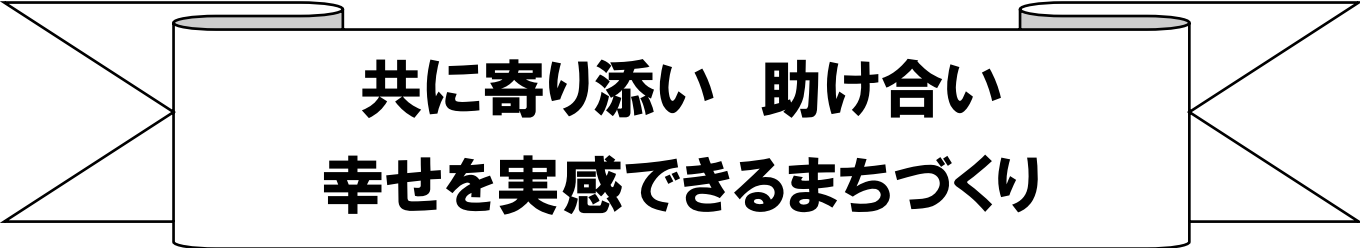
6 第2期遊佐町子ども・子育て支援事業計画の取り組み方向

(1) 基本理念

平成27年度に策定した「遊佐町子ども・子育て支援事業計画」では、遊佐町総合発展計画（第7次遊佐町振興計画）における「明るい笑顔に満ちた心ふれあう支えあいのまちづくり」を健康福祉・子育て支援分野の目標として、将来を担う世代の主体的な成長を育む環境づくりに取り組んできました。

第2期遊佐町子ども・子育て支援事業計画は、引き続き、町民（自助）、地域（共助）及び行政（公助）が、それぞれの役割分担を果たしながら、地域のみならず、共に寄り添い、助け合い、幸せを実感しながら、子どもと親の主体的な成長を支援していきます。

<基本理念>



**共に寄り添い 助け合い
幸せを実感できるまちづくり**

※参考：遊佐町総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）の子育て・健康・福祉の基本目標

「共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり《子育て・健康・福祉》」

1 子育てしやすい環境の整備

妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援体制を充実させていきます。また、子どもたちをとりまく家庭環境において援護、援助を必要とする世帯への支援を進めることで、次世代を担う子どもたちやその親が安心して健やかに暮らし、子育てが楽しいと思えるようなまちづくりを進めていきます。

(2) 基本目標

1 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考え、子育てをしているすべての人が、安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を支えられるさまざまな子育て支援サービスの確保・充実を推進します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て世代や世代間交流の促進、地域資源を活用した活動など、地域の子育て力の向上に取り組みます。

2 親と子の健康の確保及び増進

安心・安全な妊娠・出産を支援するため、保健事業の確実な実施に努め、妊娠中から継続した支援体制の充実を図ります。

また、すべての子どもの健やかな成長を願い、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導の強化や基本的な生活習慣の確立に向け、食育の推進に取り組みます。さらに、思春期における保健対策や小児医療の助成対象を拡充し、安心して子どもを生み育てるための環境づくりを進めます。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を育み、かつ調和のとれた人間として成長するために、社会全体としての母性、父性の意識を醸成するための「次世代の親育て」として、さまざまな取り組みや支援体制の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、教育や遊び、日常の暮らしの中で子どもの未知なる可能性や生きる力を育みます。

4 子どもの安全の確保と安心して子育てができる生活環境の整備

近年の子どもに対する犯罪の増加等、子どもを取り巻く安全に関する環境が悪化していることから、子どもを危険から守り、安全を確保するため、地域や関係機関等と連携を図り、防犯活動や交通安全活動を推進します。

5 ワーク・ライフ・バランスの推進

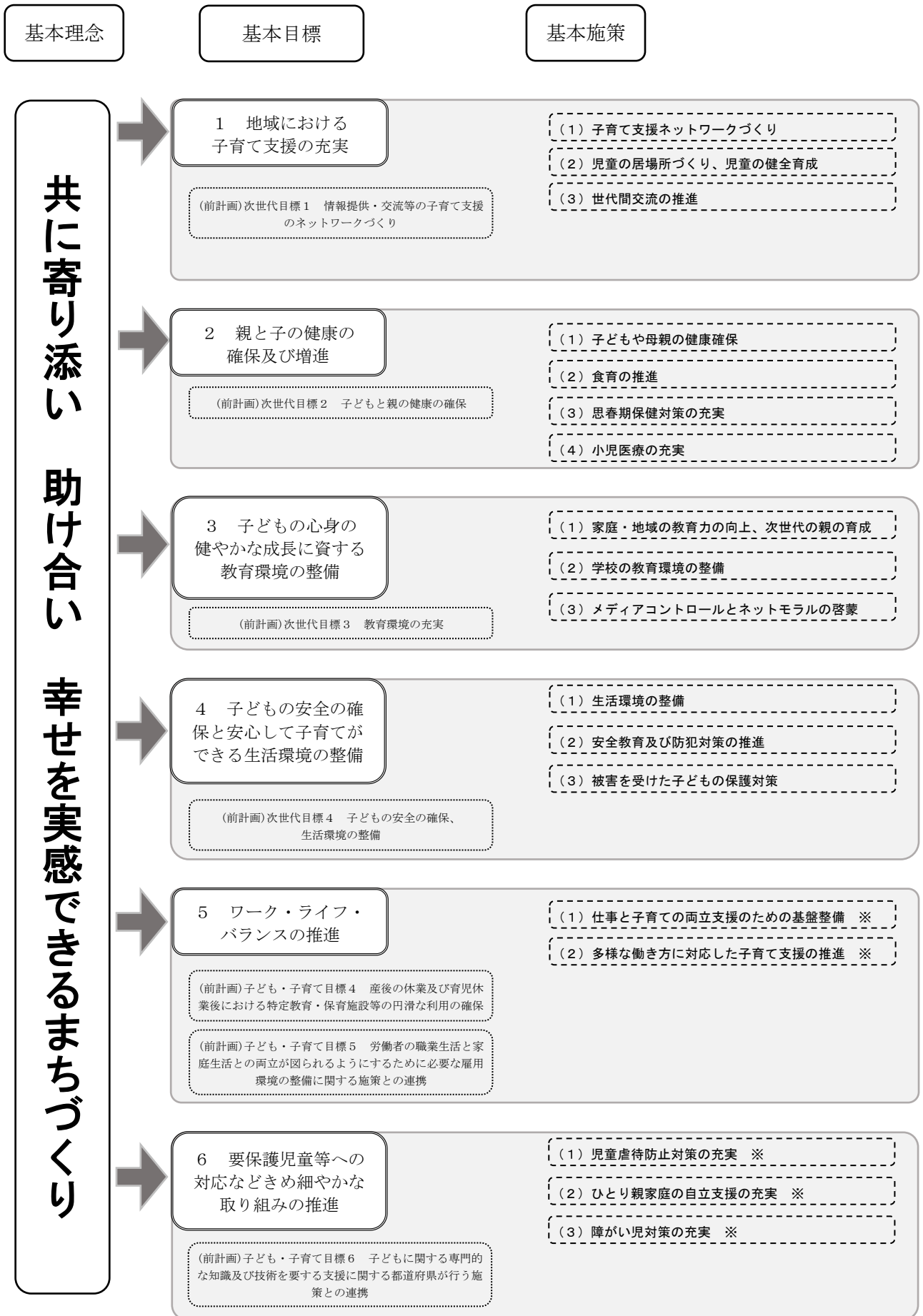
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざし、育児休業制度への理解や家庭内における父親の育児参加の機会の促進等社会全体の意識の醸成を図るため、企業へのワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供・支援を行うとともに、より一層の啓発を図り、普及を推進します。

6 要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待防止対策の推進やひとり親家庭への自立支援、障がいのある子どもへの支援など、支援を必要とする家庭や子どもに対するきめ細やかな支援体制を整備します。

また、国では子どもの貧困問題について、各市町村での対策を努力義務としています。子どもの貧困問題については、今後対策を進めていきます。

(3) 遊佐町子ども・子育て支援事業計画の体系 (※: 子ども・子育て支援法に基づく事業)



7 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

子ども・子育て支援事業計画の実施にあたっては、第1期計画と同様に、全庁的な体制の下に、実施状況を一括して把握、点検しつつ、その後の対策を実施していきます。

なお、計画の推進にあたっては、国、県、事業主とも密接に連携・協力しながら取り組んでいきます。

(2) 町民との協働体制の構築

子ども・子育て支援の取り組みは、町民や関係団体等の参画が不可欠です。

遊佐町子ども・子育て会議の設置により、計画の進捗状況に関する情報を共有し、施策・事業の評価・円滑な実施に向けて、意見の交換や連絡調整を行うなど、町民と町との協働体制を築きます。

(3) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容や実施状況について、広報紙等を活用しながら、町民に分かりやすく周知するとともに、町民の意見等を聴取しやすいように町民に身近な会議・団体へ計画の説明をし、意見を聞きながら、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

(4) 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実行していくには計画の進捗状況の定期的な見直しが必要です。本計画に掲げた目標値に基づき、進捗状況を点検するとともに、遊佐町子ども・子育て会議に報告し、計画の着実な推進をめざします。

第2章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

(1) 子育て支援のネットワークづくり

【現状】

- 本町では、子育てサークルを通して育児に携わる親同士のつながりの形成など、子どもを地域社会全体で育てる観点から、地域の社会資源を活用した子育て支援ネットワークの形成に努めています。
- 子育て支援センターの事業等、子育て支援に関連する情報はホームページや広報で周知しています。
- ニーズ調査において、子育てに関して日常悩んでいることで「話し相手や相談相手がいないこと」や「どこに、誰に相談したらいいかわからない」は就学前児童、小学生児童とも他の項目と比較して、下位3番目以内と低くなっています。(p18, 20)
- ニーズ調査において、子育ての負担感について、「非常に負担に感じる」と「なんとなく負担を感じる」を合わせた『負担に感じる』は就学前児童で43.9%、小学生児童で35.5%となっています。また、前回と比較して就学前児童で6.6ポイント、小学生児童で9.4ポイント増加しています。(p17, 19)

【課題・方向性】

- 就学前児童、小学生児童ともに子育ての負担感を感じている人が一定数います。またその人数は前回調査と比較して、増加しています。
- 今後は親同士のつながりを深めることや、より多くの人の事業参加を促すため、事業の周知等を充実させていきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
子育てサークルの育成及び活動支援	子育て支援センターにおいて、子育てサークルの育成と活動を支援しています。自主的な組織として活発な活動ができるよう支援の継続と子育てサークルのリーダーを育成します。	健康福祉課 (子育て支援係)	拡充
地域子育て支援体制の促進	地域の母親や祖父母等の子育て経験を生かし、地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを進めます。	健康福祉課 (子育て支援係)	継続
情報提供	町のホームページにおいて子育てに関する情報提供の拡充を検討します。	健康福祉課 (子育て支援係)	継続

(2) 児童の居場所づくり

【現状】

- 本町の放課後児童クラブ(学童保育)の利用者数は平成29年度以降、増加傾向となっています。(p14)
- ニーズ調査において、放課後の過ごし方の希望で「放課後児童クラブ(学童保育)」が小学生児童の低学年で26.9%、高学年で8.9%となっています。(p28)
- ニーズ調査において、子育てサービスの利用意向について、「放課後児童クラブ(学童保育)」は就学前児童で52.2%、小学生児童で29.7%となっています。(p21, 22)
- ニーズ調査において、放課後の過ごし方の希望で「放課後児童クラブ(学童保育)」や「放課後子ども教室」が地区により、大きく差があります。(p29)
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室未設置地区である高瀬地区の児童に対しては、他地区の事業を利用できるよう交通手段を町で支援しています。

【課題・方向性】

- 放課後児童クラブの利用人数の増加に伴う施設利用のあり方が課題となっています。
- 令和5年度に開校を予定している統合小学校に係る新校開校準備委員会での児童の放課後の居場所確保についての協議を踏まえ、保護者の就労形態や地区の状況に応じた学童保育等のサービスの提供・充実を図ります。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
児童の居場所づくり	放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施により、放課後の児童の居場所づくりを進めます。 遊佐町子どもセンターや地区まちづくりセンター等、公共施設を活用し、放課後の居場所を提供します。	健康福祉課 (子育て支援係) 教育課 (社会教育係)	継続
	放課後児童クラブ、放課後子ども教室については、小学校の統合に係る新校開校準備委員会による協議を踏まえ、提供体制について検討を行います。	健康福祉課 (子育て支援係) 教育課 (社会教育係)	継続
児童の健全育成	地区まちづくり協議会の取り組みをとおして、学校・家庭・地域との連携を図りながら、児童の健全育成に努めていきます。	企画課 (まちづくり支援係)	拡充
学校開放	学校施設が有効に使われるように、安全面や管理面に注意を払いながら、学校施設の開放を図ります。(スポーツ少年団の利用等)	健康福祉課 (子育て支援係) 教育課 (社会教育係) (総務学事係)	継続
不登校・引きこもり対策	適応指導教室「友遊スクール」を開設し、児童生徒並びに教職員、保護者等との教育相談を引き続き行っていきます。 教育なんでもダイヤル相談を開設し、児童生徒の教育上の問題や悩みの相談に応じ、問題解決に努めます。	教育課 (学校指導係)	拡充

(3) 世代間交流の推進

【現状】

- 地域においてさまざまな世代の人が関わり、子どもを育てていくことは、子育て家庭の不安の軽減だけでなく、子どもの健全育成においても重要です。
- 本町の3世代世帯の割合は減少傾向となっており、核家族世帯の割合が増加しています。(p10)

【課題・方向性】

- さまざまな世代の人と関わりを持つためには、子どもたちが地域活動に関わることが重要です。
- 今後は引き続き、地域の資源を有効に活用し、地域社会全体で豊かな育ちや学びの場の機会を提供します。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
地区まちづくり協議会活動世代間交流事業	各地区まちづくり協議会で、地区の特色を活かした独自事業の実施を支援していきます。	企画課 (まちづくり支援係)	拡充
保育園世代間交流事業	各保育園において、地域の特性を活かした世代間交流事業の充実を図り継続して実施します。	健康福祉課 (子育て支援係)	継続

基本目標 2 親と子の健康の確保及び増進

(1) 母親や子どもの健康の確保

【現状】

- 妊娠期から子育て期の総合相談窓口として平成 30 年度に子育て世代包括支援センターを開設しました。
- 妊娠届出時のアンケートをもとにアセスメントを実施し、支援計画を作成し、担当保健師による支援を実施しています。
- 育児不安の軽減につながるよう、保健師のほか専門職のスタッフを配置し、ゆったりと相談できる体制で実施しています。
- 14 回の妊婦健康診査費用の公費負担に加え、平成 28 年度から 4 回の特定超音波検査が追加されています。
- 3 歳児のむし歯有病率は 3 年間の平均と比較すると減少傾向にあります。
- 定期予防接種を適した時期に受けることができるよう、新生児訪問時に接種スケジュールについて説明し、乳幼児健診の機会に確認しています。
- 新生児及び産婦全員に対し、退院後なるべく早期に家庭訪問を実施しています。里帰りでしばらく町外に滞在する場合は、里帰り先に訪問依頼するなど連携して実施しています。
- 健診後、発達に課題のあるケースは経過をみて療育につなぐことや、養育環境に課題のある場合に他機関と連携し支援にあたっています。

【課題・方向性】

- 妊娠・出産期に親族からの支援が得られない、身近に相談相手がいない等の理由から地域から孤立してしまう妊産婦については、健診等の機会や訪問事業を通して支援につなげていく仕組みが必要です。
- 今後は引き続き、母子健康手帳交付時の関わりなどにより、妊娠時における母子の健康の保持増進や、妊娠・出産・育児に関する情報伝達、不安の解消を図ります。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
母子健康手帳交付	妊娠初期の保健指導を行い、妊娠中を安全に楽しく過ごせるように支援します。	健康福祉課 (健康支援係)	継続
妊婦健康診査事業	疾病の早期発見、早期対処により妊娠中を健やかに過ごし、安全に出産にのぞむことができるようにするため今後も継続して行います。	健康福祉課 (健康支援係)	継続
各種乳幼児健診事業	月齢に応じた発育・発達の確認や疾病の早期発見と共に、個々に合わせた相談を通して育児不安の軽減を図るとともに、親同士の交流の場となり、子育ての悩みを解決できる場となるよう、ゆとりをもった健康診査の体制を心がけていきます。また、児童虐待のサインを見つけ出し早期に対応できるような体制づくりを検討します。	健康福祉課 (健康支援係)	継続
幼児むし歯予防事業	定期的な歯科健診を実施し、生活リズムの指導や情報提供を行いながらむし歯予防の取り組みを継続して行います。	健康福祉課 (健康支援係)	継続
各種予防接種事業	適切な時期に安全に予防接種を受けることができるように、乳幼児健診や歯科健診の時に接種状況の確認を行いながら、個々にあわせた相談・指導を行います。	健康福祉課 (健康支援係)	継続
妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導	妊産婦や新生児・乳幼児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な保健指導を行いながら、必要に応じて育児や発達について助言相談を行います。	健康福祉課 (健康支援係)	継続
要経過観察児の支援	健診後に継続して支援が必要な子どもに対して訪問を行うとともに、すこやか育児相談会を開催し育児不安が軽減されるよう支援します。 また、特別支援教育士による保育園、認定こども園巡回相談を実施し、心配のある子どもに対しての適切な関わりをすることにより、子どもの成長、発達を支援していきます。さらに、関係機関との連携を図りながら、適切な時期に必要な療育等を受けられるように支援します。	健康福祉課 (健康支援係)	継続
子育て世代包括支援センターの開設	妊娠期から子育て期にわたって切れ目ない支援を行うための総合相談窓口を開設し、相談を行います。	健康福祉課 (健康支援係)	新規(H30～)
産後ケア事業(宿泊型)	出産後(2か月以内)で、家族からの育児支援が受けられず、自分の体調や育児に不安がある場合、病院に宿泊して助産師から授乳や育児等のケアを提供します。	健康福祉課 (健康支援係)	新規(H30～)
母乳相談助成事業	出産後、病院等で母乳相談にかかる費用を助成します。	健康福祉課 (健康支援係)	新規(H30～)
ほっとママ広場	妊婦と子育て中の母との交流を促進します。	健康福祉課 (健康支援係)	新規(H30～)
マタニティ教室	妊娠中の過ごし方や育児について学び、家族で赤ちゃんを迎える準備ができるように支援します。 (酒田市主催のマタニティ教室に広域で参加)	健康福祉課 (健康支援係)	新規(H30～)
母乳ミルク相談	助産師による母乳・ミルクについての個別相談を実施します。	健康福祉課 (健康支援係)	新規(H31～)

(2) 食育の推進

【現状】

- 乳児の健康診査の機会に、離乳食指導を実施しています。
- 幼児の健康診査の機会に、栄養士による個別相談を実施しています。
- 学童期の食育教室として、ヘルスメイトの協力のもと、親子料理教室を実施しています。
- 子育て支援センターで、幼児食の料理教室を実施しています。

【課題・方向性】

- 離乳食や幼児食に悩む保護者が多くいます。
- 今後は子どもたちの食事のマナー、家族等とのコミュニケーション、食べ物への感謝の気持ち、郷土の誇りなどを育成するため、子どもの頃から望ましい食習慣や知識を習得していけるように、食に関する知識の習得や情報提供、実際の体験を通じた学習機会の提供等を推進していきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
食育事業	乳幼児健診での離乳食指導（グループ及び個別指導・試食）では、離乳食について理解し、子どもの発達に合わせた離乳食を進められるように、また幼児期においては楽しく食べる体験を通し、子どもの食への関心を育みながら、子どもの発達段階に応じた食に関する取り組みを進めていきます。学校・家庭・地域の連携による食育の推進に取り組みます。	健康福祉課 (健康支援係)	継続

(3) 思春期保健対策の充実

【現状】

- 思春期の子どもたちの健全な育成のために、性教育の推進や喫煙・飲酒・薬物等の悪影響について、各学校で成長段階に合わせて理解を深める取り組みを行っています。
- 町民を対象とした子育てに関するフォーラムを開催しています。
- 「思春期赤ちゃんふれあい体験事業」では、全小学校の5年生を対象に命の始まりと赤ちゃんの成長についての学習、自分が生まれた時の振り返り、実際に赤ちゃんの抱っこを体験しています。

【課題・方向性】

- 全小中学校にて開催している子どもたちや保護者を対象とした研修会は、思春期の保健に関する内容以外のテーマで開催する場合があります。
- 引き続き学校・家庭・地域と連携を図り、子どもと保護者へ思春期保健について、正しい知識の普及啓発に努めます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
思春期保健対策	学校・家庭・地域の連携のもと、生命の大切さを伝えながら、性教育の推進や喫煙・飲酒・薬物等の身体への悪影響について子どもたちの理解が深まるように取り組んでいきます。 また、心身ともに健全な子どもを育てるために、PTAと地区まちづくり協議会の共催による家庭教育の充実に向けた取り組みを実施します。	教育課 (学校指導係) (社会教育係)	継続
思春期赤ちゃんふれあい体験事業	小学校5年生を対象に、思春期を迎える子どもたちが、乳児と母親のふれあいを通して生命の大切さを実感してもらうために、事業に取り組んでいきます。	健康福祉課 (健康支援係) 教育課 (学校指導係)	継続

(4) 小児医療の充実

【現状】

- 新生児訪問の機会に、休日診療所及び県が開設する子ども医療電話相談（#8000）を周知しています。
- 18歳までの医療費の自己負担について無料にしています。

【課題・方向性】

- ニーズ調査の町に望む子育て支援で「安心して子どもが医療機関にかかることができる医療体制を整備してほしい」が就学前児童、小学生児童ともに、上から5番目となっています。（p23, 24）
- 現在町内に休日診療所はありませんが、引き続き、休日や夜間の小児科診療、また救急時の対応等について周知を図るなど、子どもの健康を支える体制づくりを進めます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
医療体制	県、近隣市町、関係機関と連携し、救急医療体制をはじめとする小児医療体制の充実を図っていきます。	健康福祉課 (健康支援係)	継続
子育て支援医療制度	18歳までの医療費の自己負担について無料とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っていきます。	健康福祉課 (国民健康保険係)	継続

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 家庭・地域の教育力の向上、次代の親の育成

【現状】

- 全小中学校において計画的に授業参観、三者面談、家庭訪問等を実施しています。
- 町内の行事や福祉施設等への小学生、中学生、高校生のボランティア活動を実施しています。
- 町の海岸林の保全活動や中学生、高校生が乳幼児とふれあう体験を行っており、自然や命の大切さについて学ぶ機会があります。
- 平成30年からは、一部の地区まちづくり協議会による夏休み中の学習支援や町教育委員会主催による地域人材を活用した学習支援塾を9月から2月の間に開催しています。

【課題・方向性】

- 個々の家庭で行われるしつけや教育や地域での体験学習が、子どもの人格形成に与える影響の大きさを十分に理解し、適切な教育がなされるよう、支援していくことが重要です。
- 子どもたちの豊かな心と健全な身体を育むため、既存の事業の継続及びボランティア活動等については、活動のなかで地域のことも学んでいけるような事業内容も検討していきます。
- 教職員の地域活動への参加については、働き方改革の推進の方向のなかで取り組んでいきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
学校・家庭・地域との連携	学校と家庭との連携を深めていくため、引き続き授業参観、三者面談、家庭訪問等を行います。 全小中学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域が課題等を共有しながら家庭や地域の声を学校運営に活かしていきます。	教育課 (学校指導係)	拡充
少年教室の開催	地区まちづくり協議会においてそれぞれが地域の特性を活かした自然体験や活動を行い、郷土愛を育むとともに、豊かな心と健全な身体を育むため、少年教室を今後も開催していきます。	企画課 (まちづくり支援係)	拡充
中学生・高校生のボランティア活動	ボランティアを通してさまざまな人達とふれあいながら、地域について学び、社会力を育んでいけるように各種ボランティア活動への積極的な参加を促進します。	教育課 (社会教育係)	拡充
緑の少年団育成事業	森林を活用した青少年の育成を行うことにより、身近な里山の自然を愛し守っていこうという意識を早期から育てていくために、緑の少年団活動を引き続き実施します。	産業課 (水産林業係)	継続
ふれあい体験	遊佐高校の授業(選択コース)で、遊佐保育園の乳幼児とふれあい体験を引き続き行っていきます。	健康福祉課 (子育て支援係)	継続
職場体験事業	遊佐中学校2年生による職場体験事業をおし、乳幼児とふれあう機会を設けていきます。	教育課 (学校指導係) 健康福祉課 (子育て支援係)	継続

(2) 学校の教育環境の整備

【現状】

- 全小中学校で、学校運営協議会が設置され、学校・家庭・地域との連携が強化されています。
- 小中学校合同の研修会や遊佐町学校保健協議会のテーマ、「体力・運動能力の向上」に基づき、全小中学校で取り組みが行われるなど、体力向上に向けた取り組みを行っています。
- 児童生徒の学力向上のため、各学校では学ぶ楽しさが味わえる授業が推進されており、「勉強が好き」と答える児童生徒の割合が増加しています。
- 小学3年生と小学5年生、さらには中学1年生が地域の特色を活かした宿泊研修を行っています。

【課題・方向性】

- 小中学校間が連携して行える取り組みは多様にあると見込まれています。
- 今後は、これまでの取り組みを継続していくとともに、学校運営協議会を活かした取り組みや小中学校の連携を充実、強化していきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
信頼され続ける学校づくり	家庭や地域の理解と信頼が得られるように外部評価を取り入れ、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の健やかな成長を見守っていきます。	教育課 (学校指導係)	拡充
学力の向上	児童生徒相互の学びあいを充実させて、学ぶ楽しさが味わえる授業や小学校と中学校の情報交換と学びあいを緊密にして義務教育9年間を視野に入れた学習指導を行っています。	教育課 (学校指導係)	拡充
心の教育	自然宿泊体験活動を実施して豊かな感性とたくましく生きる力を育み、地域学習を通してふるさとのよさに気づき、大切にすることを育てます。	教育課 (学校指導係)	継続
健康な身体づくり	体育の授業を中核に教育活動全般を通して運動する機会を設けて体力の向上を図るとともに、家庭との連携による健康教育も行います。学校保健委員会や町学校保健協議会の活動を充実させ、児童生徒の健康、安全、食に関する課題解決に取り組みます。	教育課 (学校指導係)	継続

(3) メディアコントロールとネットモラルの啓蒙

【現状】

- 乳幼児健診の機会を利用し、テレビやスマートフォン等を含めたメディアへと接触する時間やルールづくりの大切さ等について、保護者へお知らせを配布し、啓発しています。
- 町内小学校において、スマートフォン等でのSNSの不適切な利用によるトラブルや心身に与える影響等についての研修会を実施しています。

【課題・方向性】

- 乳幼児の保護者に対し、子どもの健やかな成長のために上手にメディアを利用することの大切さを認識してもらうための啓発に引き続き努めます。
- スマートフォン等の普及により、SNSを通じた人とのつながりの中で、手軽にコミュニケーションをとることが可能な時代になりました。
その一方で、入手する情報に危険が潜んでいることや不適切な情報を発信することによる犯罪被害やいじめ等、さまざまな問題に巻き込まれる恐れがあることを子ども、保護者ともに認識する機会の提供が重要です。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
メディアコントロール	乳幼児健診等の機会を活用し、保護者へメディアの上手な利用について引き続き周知を図ります。	健康福祉課 (健康支援係) (子育て支援係)	拡充
ネットモラルの啓蒙	学校において、子どもたちが SNS の不適切な利用により、犯罪に巻き込まれることやネット依存による心身への悪影響を防止するための取り組みをします。 また、地域や PTA と連携しながら、保護者に対する啓発も併せて行います。	教育課 (学校指導係) (社会教育係)	拡充

基本目標4 子どもの安全の確保と安心して子育てができる生活環境の整備

(1) 生活環境の整備

【現状】

- 通学路や歩道等の危険箇所については、学校、警察、集落等に道路管理者を含めて組織されている遊佐町通学路安全推進会議による合同点検等により把握しています。また、把握した危険箇所については、道路パトロールや地域、学校、PTA等からの要望を踏まえ、課題の解消、改善を図っています。
- 平成30年度に町営住宅長寿命化計画の変更計画を策定し、今後の町営住宅の管理の方向を定め、それに基づき、令和元年度に遊佐団地の全室浴室改修工事を実施しています。
- 「住宅リフォーム資金利子補給制度」では持家住宅リフォーム支援金事業が町民の間に浸透したこともあり、平成29年度5件、平成30年度1件の申請がありました。
- 「定住促進建設整備支援事業」の平成30年度実績で、若者世代（40歳未満）が結婚・独立・またはUターンするために家を新築したケースが6件、購入したケースは2件あり、若者世代の定住に一定の効果があると見込まれています。

【課題・方向性】

- ニーズ調査では町の子育て支援施策で「子どもの安全の確保、生活環境の整備」が就学前児童と小学生ともに最も重要度が高くなっています。さらに、就学前児童と小学生ともに満足度が平均値より低く、優先して対策をする必要がある施策となっています。(p25)
- 通学路や歩道等については、設置した看板等が老朽化し見づらくなった等により、新たに危険箇所となる場所もあります。
- 都市公園・河川公園の維持・管理（清掃・遊具点検）に係る人員や予算の確保が求められます。
- 引き続き日常の道路パトロールや地域、学校、PTA等からの要望を受け危険箇所を把握し、関係団体と連携しながら課題の解消、改善を図ります。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
公営住宅の整備	施設の老朽化が進んでいることから、計画的な改修、建て替えを図っていきます。	地域生活課 (管理係)	継続
住宅リフォーム資金利子補給制度	住みよい住宅の確保支援策として、住宅の建設や修繕に必要な借入資金の利子の一部を負担します。住みよい住宅の確保支援策として継続して実施していきます。	地域生活課 (管理係)	拡充
定住促進建設整備支援事業	若い世代の定住対策として、定住住宅新築支援金、定住住宅取得支援金、定住賃貸住宅建設支援金制度、持家住宅リフォーム支援金制度を継続して実施していきます。	地域生活課 (管理係)	継続
歩道の整備	通学路などの歩道拡幅をはじめ、歩道の安全性・利便性の向上に努めていきます。	地域生活課 (土木係)	継続
交通安全施設の整備	車両・歩行者等の安全確保のため、交通安全標識、カーブミラーの整備等、必要な整備を図ります。	地域生活課 (土木係) 総務課 (危機管理係)	継続
都市公園等の再整備	遊具、施設の老朽化が進んでいることから、子どもの遊び場の確保、子育て支援の充実も加味し、計画的な改修を図ります。令和2年度に遊佐町都市公園・河川公園再整備基本計画に基づき、1公園について遊具等を整備し、完了予定です。	地域生活課 (管理係)	令和2年度に完了予定

(2) 安全教育及び防犯対策の推進

【現状】

- 子どもの安全を確保し、交通事故や犯罪等から守ることは、子どもを安心して産み育てられる環境の重要な基盤です。
- かもしかクラブによる、保育園・認定こども園を対象とした交通安全教室を、内容を工夫しながら実施しています。
- 要望に応じて防犯灯を設置するハード面の整備、地域が主体の登下校の見守りというソフトの面の整備が整っています。

【課題・方向性】

- 地域が主体の登下校の見守りは、地域ごとに取り組みに差があります。
- 今後は、各地区の取り組みの良さを共有していくとともに、各事業の啓発の強化や取り組みの充実を図っていきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
交通安全教室の実施	交通安全母の会などの関係団体や、学校・PTA・地域住民の協力のもとに、交通安全教育を推進します。	総務課 (危機管理係)	継続
かもしかクラブ	保育園・認定こども園において、親と子の交通安全教室を行っていきます。	総務課 (危機管理係)	継続
防犯対策の充実	学校安全マニュアル及び保育園の安全管理マニュアルの確認と徹底を図ります。 小学校区毎に組織された「見守り隊」の活動により、子どもの登下校時の安全確保に努めます。地域学校安全指導員を配置し、不審者による犯罪被害防止の活動を行います。	健康福祉課 (子育て支援係) 教育課 (総務学事係) (学校指導係)	拡充
防犯灯の整備	子どもをはじめ町民が安心・安全に暮らせるように、防犯灯の設置に努めます。	総務課 (危機管理係)	継続

(3) 被害を受けた子どもの保護対策

【現状】

- 全国的に、虐待やいじめ、体罰等により、子どもが被害者となる事件が社会問題となっています。
- 本町では、児童相談所や学校、関係機関等と連携して、被害を受けた子どもの保護対策を行っています。

【課題・方向性】

- 子どもの人権侵害の予防と救済のための取り組みの強化が課題となっています。今後も、引き続き連携を図り、情報共有しながら対応していきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
被害にあった子どもの保護体制の充実	迅速に対応できるように、関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民との連携を深め、潜在している事例がないか把握に努めます。	健康福祉課 (健康支援課)	継続

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

【現状】

- 平成27年度から町内私立幼稚園が認定こども園に移行し、3歳未満児の保育の受け皿が増えたことにより、仕事と子育ての両立を可能とする環境整備が図られました。
- 令和2年度から小規模保育事業所が開所し、0歳から2歳までの子どもの保育の受け皿が増える見込みです。

【課題・方向性】

- 小規模保育事業所の開所により、仕事と子育ての両立を可能とする環境整備の充実が図られます。
- 産後休業や育児休業取得後の職場復帰に伴う仕事と子育ての両立をより一層支援する環境を整備していきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施していきます。	健康福祉課 (子育て支援係)	拡充

(2) 多様な働き方に対応した子育て支援の推進

【現状】

- 本町では、女性の就業率は全国や山形県と比較して高く、既婚女性のうち仕事と家事、子育てとの両立に努めている女性が多い状況が推測されます（p11）。
- 育児休業制度に関する広報や啓発等について、制度周知の実施は十分とは言えません。

【課題・方向性】

- 育児休業制度に関する広報や啓発等、制度周知の実施について検討する必要があります。
- 企業にとってワーク・ライフ・バランスを推進することは、人材の離職防止のメリットがあることなどを周知していく取り組みの検討をしていきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
多様な就業形態、育児休業制度、ワーク・ライフ・バランス等の広報・啓発等	すべての働き手が、仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるような環境づくりをめざすとともに、「働き方の見直し」を進めるように啓発等を行っていきます。 また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の解消を図るため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、また、情報提供等について関係団体等と連携を図っていきます。	健康福祉課 (子育て支援係) 産業課 (産業創造係) 企画課 (まちづくり支援係)	拡充
仕事と子育ての両立の推進	支援体制の整備、関連法案制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進します。	健康福祉課 (子育て支援係) 産業課 (産業創造係)	拡充

基本目標6 要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

(1) 子ども虐待防止対策の充実

【現状】

- 平成 30 年度の山形県の児童虐待の通告件数、認定件数ともに過去最高となっており、児童虐待への関心の高まりがうかがえます。
- 本町では要保護児童対策地域協議会実務者会議について、ケースの現状把握と情報の共有をより密にする目的から、令和元年度から開催を1回増やし、年4回の開催としています。

【課題・方向性】

- ニーズ調査で、就学前児童、小学生児童ともに2割近くが、「子どもへの虐待がある。」と回答しています。(p31)
- 今後も引き続き、関係機関との連携及びネットワークの強化を図っていきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
ネットワークの機能強化	ノウハウや知識の集積を進め、予防、発見、通告等適切な対応につなげていくため、児童相談所を中心に、医療、保健、教育、警察等の協力体制の構築を図り、子ども虐待防止のネットワークの機能強化を図ります。	健康福祉課 (健康支援係) 教育課 (学校指導係)	継続
児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応	虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じます。	健康福祉課 (健康支援係)	継続

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状】

- 18歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の世帯数と割合が増加しています。(p10)
- ひとり親家庭には各種手当や保育料、放課後児童クラブの利用料軽減等の制度について説明をしています。

【課題・方向性】

- ひとり親家庭の就業面を含めた自立に対する支援は、相談されたケースへの対応が中心で、積極的な支援について、十分には出来ていません。今後は、就業面を中心とした自立に向けた支援策や周知等について検討していきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
自立支援の推進	子どもの保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、ひとり親家庭への総合的な自立支援を推進します。	健康福祉課 (子育て支援係)	拡充
就業支援の推進	事業所に対する協力の要請等、必要な施策を検討していきます。	健康福祉課 (子育て支援係)	拡充

(3) 障がい児施策の充実

【現状】

○特別支援教育士が保育園等の巡回相談にて、発達が気になる子の保育に対する助言をし、当該園児のよりよい成長のための環境づくりのため、関係機関との連携を図っています。

【課題・方向性】

○ニーズ調査の子育て支援サービスの認知度で、障がい児保育の認知度は就学前児童で最も低く、小学生児童で下位2位となっています。(p21, 22)

○子どもがよりよい環境のもとで成長できるよう、関係機関が情報を共有しながら支援をしていきます。

主要施策	事業内容	担当課(担当係)	今後の方向性
障がい児支援体制の充実	保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるように、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、自立支援医療（育成医療）の給付や障がいに応じた専門医療及び療育機関との連携を図り、支援体制の充実に努めます。	健康福祉課 (福祉係) (健康支援係) (子育て支援係) 教育課 (学校指導係)	拡充
教育支援体制の充実	小中学校の教員の資質向上策への支援・協力、保護者等への相談支援や小中学校における障がいのある児童生徒への教育的支援に努めます。	教育課 (学校指導係) 健康福祉課 (福祉係) (健康支援係) (子育て支援係)	拡充

第3章 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 子ども・子育てに関する事業の推進

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、設定する必要があります。

本町においては、既存の整備状況で全町的な利用ニーズに対応している事業等もあることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域と設定しつつ、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備に努めます。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、「子どものための教育・保育給付」に加え、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、保護者や保育施設等へ制度内容や給付手続きに関する周知を図り、公正かつ適正な支給の確保と保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮した円滑な給付を行います。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和2年度から5年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町においても、平成30年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の提供体制、人口推計などの今後の動向を踏まえ、目標事業量を設定しています。また、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、量の見込みに対する確保の内容を設定しています。目標事業量を設定するにあたり、家庭類型を以下のように設定しました。

<家庭類型の種類>

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム × フルタイム
C	フルタイム × パートタイム(就労時間:月120h + 64h~120hの一部)
C'	フルタイム × パートタイム(就労時間:月64h未満 + 64h~120hの一部)
D	専業主婦(夫)
E	パートタイム × パートタイム(就労時間:双方が月120h以上 + 64h~120hの一部)
E'	パートタイム × パートタイム(就労時間:いずれかが月64h未満 + 64h~120hの一部)
F	無職 × 無職

それぞれの認定区分ごとに対象となる子どもと利用可能な施設は以下のとおりです。

<子どもが利用できる施設(認定別)>

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		制限はない	保育の必要性がある	保育の必要性がある
利用可能施設	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○		
	保育園		○	○
	小規模保育事業所			○

なお、各認定の対象となる家庭類型は以下の通りになります。本町では、2号認定に該当する児童においても教育を希望する者は1号認定として、扱います（令和4年度まで）。

＜各認定の比較＞

		対象年齢	家庭類型	町による補正
1号認定	教育を希望	3～5歳	C' D E' F	
2号認定	保育が必要	3～5歳	A B C E	認定こども園(教育)を利用することから、1号認定の見込みとして考える(令和4年度まで)
	上記以外			
3号認定	保育が必要	0～2歳	A B C E	

(1) 1号認定

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	43	48	44	9	11
B 確保の内容	76	80	77	27	27
B-A	33	32	33	18	16

【計画期間中の確保内容】

- ・認定こども園杉の子幼稚園

【提供体制、確保方策の考え方】

利用者は近年減少傾向になっています。今後も需要に対応する必要量を確保します。

※ 当初計画から令和5年度・令和6年度の量の見込みと確保の内容を変更しました。

量の見込みの変更…令和5年度施設利用申込状況による

確保の内容の変更…各施設利用定員の合計による

(2) 2号認定

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	182	198	191	204	180
B 確保の内容	186	198	191	215	215
B-A	4	0	0	11	35

【計画期間中の確保内容】

- ・遊佐保育園
- ・藤崎保育園
- ・吹浦保育園
- ・認定こども園杉の子幼稚園

【提供体制、確保方策の考え方】

現在の提供体制で確保されておりますが、引き続き保護者のニーズや地域の実情を把握しながら、必要量を確保します。

※ 当初計画から令和5年度・令和6年度の量の見込みと確保の内容を変更しました。

量の見込みの変更…令和5年度施設利用申込状況による

確保の内容の変更…各施設利用定員の合計による

(3) 3号認定

[0歳]

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	39	37	36	40	40
B 確保の内容	39	37	36	40	40
B-A	0	0	0	0	0

[1・2歳]

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	125	108	105	89	77
B 確保の内容	125	115	115	110	110
B-A	0	7	10	21	33

【計画期間中の確保内容】

- ・遊佐保育園
- ・藤崎保育園
- ・吹浦保育園
- ・認定こども園杉の子幼稚園
- ・小規模保育事業所（はぐの家）

【提供体制、確保方策の考え方】

0歳児・1歳児は産休や育休後の入所が増加しております。今後も需要に対応する必要量を確保します。

※ 当初計画から令和5年度・令和6年度の量の見込みと確保の内容を変更しました。

量の見込みの変更…令和5年度施設利用申込状況による

確保の内容の変更…各施設利用定員の合計による

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

- 子育て中の親やその子ども並びに妊婦やその配偶者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整を実施する事業です。
- 事業の主な内容は「相談支援」「地域連携」「情報提供」の3つがあります。また、事業類型は、主に行政機関窓口を活用し事業を行う「特定型」と、行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用し包括的に事業を展開する「基本型」、保健師などの専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力しながら総合的に支援を行う「母子保健型」があります。

【量の見込み】

単位：施設

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	0	0	0	1	1
B 確保の内容	0	0	0	1	1
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画策定当初、事業量の設定は行っておりませんでした。平成30年度設置の子育て世代包括支援センターが「母子保健型」に該当するため当初計画を変更し、令和5年度・令和6年度の事業量の設定を行います。

(2) 時間外保育事業

○保育園や認定こども園の園児（2号・3号認定）の保護者が勤務時間帯等の都合で、基本保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用する事業です。

【量の見込み】

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	78	77	74	90	90
B 確保の内容	78	77	74	90	90
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内すべての保育園・認定こども園において実施しています。今後も事業の充実を図り、見込量に対する提供体制を確保していきます。

※ 令和4年度実績見込みに基づき、当初計画から令和5年度・令和6年度の量の見込みと確保の内容を変更しました。

(3) 放課後児童健全育成事業

○就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後等に学童保育所で適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

[低学年]

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	103	102	103	103	107
Aのうち放課後児童健全育成事業	52	51	52	52	56
Aのうち放課後子ども教室	51	51	51	51	51
B 確保の内容	103	102	103	103	107
Bのうち放課後児童健全育成事業	52	51	52	52	56
Bのうち放課後子ども教室	51	51	51	51	51
B-A	0	0	0	0	0

[高学年]

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	60	59	58	55	55
Aのうち放課後児童健全育成事業	31	30	29	26	26
Aのうち放課後子ども教室	29	29	29	29	29
B 確保の内容	60	59	58	55	55
Bのうち放課後児童健全育成事業	31	30	29	26	26
Bのうち放課後子ども教室	29	29	29	29	29
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○放課後児童クラブと同じく、放課後児童対策として実施している放課後子ども教室や遊佐町子どもセンター（わくわく未来館）とも連携を図りながら、放課後における児童の居場所を確保する必要があります。

○令和5年度に開校予定の統合小学校に係る新校開校準備委員会での児童の放課後の居場所の確保に関する協議を踏まえ、提供体制を検討します。

(4) 子育て短期支援事業

- 保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行う事業のことです。
- この事業には、利用目的や時間帯などにより、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2つの事業形態があります。

【量の見込み】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	11	11	11	11	11
B 確保の内容	11	11	11	11	11
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 現在までに実績はありませんが、今後の需要に対して対応できる提供体制を確保していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師、助産師、保育士（子育てコーディネーター）（場合によっては臨床心理士、家庭児童相談員）などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業です。
- 育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、各家庭の養育環境を把握することが本事業の目的です。社会的な支援を必要としている子育て家庭の孤立を防ぐねらいがあります。

【量の見込み】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	62	60	58	56	54
B 確保の内容	62	60	58	56	54
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 現在、保健師等が乳児のいる家庭を訪問しており、今後の見込量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。今後も支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施します。

(6) 養育支援訪問事業

- 子育て不安など家庭養育上の問題を抱え、支援・相談中の家庭に対し、子ども家庭支援員等を派遣し、適切な育児相談・支援を行う事業です。
- 具体的な支援内容としては、産後の育児支援や簡単な家事等の援助、未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援などがあります。
- 上記、全戸訪問の際に養育支援を必要とする家庭に対し、継続訪問を行います。また発達上、気になる子どもを持つ家庭についても、継続訪問を行います。

【量の見込み】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	6	6	6	20	20
B 確保の内容	6	6	6	20	20
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 近年の国の動向として、平成 28 年に改正された児童福祉法に、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することが市町村の責務として明記されており、養育支援を必要とする家庭への支援の充実が求められています。本町においても、養育支援が必要な家庭を、さまざまな経路を通じて、早期に把握する必要があります。
 - 本事業の実施にあたっては、適切な支援を養育支援が必要な家庭につなげるため、児童相談所や警察、母子保健所管の係、医療機関など、さまざまな関係機関とのネットワークを強化していきます。
- ※ 令和 2～4 年度実績に基づき、当初計画から令和 5 年度・令和 6 年度の量の見込みと確保の内容を変更しました。

(7) 地域子育て支援拠点事業

- 乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。
- 通常の支援事業としては、交流の場の提供・交流促進や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等があり、利用者支援事業を組み合わせ、さらに機能強化を図ることも想定されます。

【量の見込み】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1,506	1,342	1,301	1,267	1,220
B 確保の内容	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822
B-A	316	480	521	555	602

【提供体制、確保方策の考え方】

- わくわく未来館を中心に実施しており、子育て相談や親子の交流、子育てサークルの活動の場などを提供しています。今後も多くの方に利用していただけるよう、事業内容の改善や体制の強化を行い、今後の見込量に対する提供体制を十分に確保します。

(8) 一時預かり事業

○保育所を定期的にご利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業です。一時預かり事業は、4つの類型があります。

＜一時預かり事業の事業類型＞

類型	事業概要
一般型	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や地域子育て支援拠点のほか、商店街などの利便性の高い場所で、一時的に預かり必要な保護を行う事業
幼稚園型	幼稚園での預かり保育については、一時預かり事業として取り扱われることとなり、園児の預かり保育を行う事業
余裕活用型	認定こども園等において、利用児童数が定数に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業
訪問型	居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童について、各家庭への訪問により一時預かりを行う事業

【量の見込み】

[幼稚園型（在園児）【幼稚園における一時預かり（預かり保育）】]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、通常の教育時間後や長期休業中などに、幼稚園又は認定こども園において一時的に預かる事業です。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	13	16	13	276	276
B 確保の内容	200	200	200	480	480
B-A	187	184	187	204	204

※ 令和4年度実績見込みに基づき、当初計画から令和5年度・令和6年度の量の見込みと確保の内容を変更しました。

[幼稚園型以外（在園児除く）]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	366	397	383	85	85
B 確保の内容	624	624	624	624	624
B-A	258	227	241	539	539

【提供体制、確保方策の考え方】

○今後も体制の強化を図ることにより、事業の充実を図ります。

※ 令和4年度実績見込みに基づき、当初計画から令和5年度・令和6年度の量の見込みを変更しました。

(9) 病児・病後児保育事業

○子どもが病気又は病気の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が難しく、保護者も就労等で保育できない場合に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に保育を行う事業です。

○この事業の類型としては、「病児対応型・病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型（訪問型）」の3類型があります。

＜病児・病後児保育事業の事業類型＞

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所のスペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、入所児に対する保健的対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 *平成23年度から実施
対象児童	病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない（病後児は回復後）ことから、集団保育が困難で、かつ家庭での保育にも欠けている概ね10歳未満の児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
事業主体	市町村又は市町村が適切と認めた者	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■看護師：利用児童概ね10人につき1名以上、保育士：利用児童概ね3人につき1名以上 ■病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 	<ul style="list-style-type: none"> ■看護師等を常時2名以上配置（預かる体調不良児の人数、看護師1名に対し2名程度） ■保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、児童の安静が確保されている場所 	<ul style="list-style-type: none"> ■預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して1名程度とすること

【量の見込み】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	3	3	3	3	3
B 確保の内容	3	3	3	3	3
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○本町においては提供事業者がないため、近隣市町の事業者との連携の上、サービス提供を図ります。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

○子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（協力会員）が会員登録し、地域のなかで支え合いながら子育てを行う事業です。

○具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後における子どもの預かり、冠婚葬祭・買い物などの私用の際の一時預かりなどがあります。

○本事業を利用するには、依頼会員、提供会員ともに、事前にファミリー・サポート・センターへの会員登録を行う必要があります。

【量の見込み】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○本町においては、提供事業者がないため、将来的に利用希望があった場合、近隣市町の事業者との連携の上、サービス提供を図ります。

(11) 妊婦健診事業

【事業の概要】

- 妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む。）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担する事業です。
- 妊婦が受診することが望ましい健診回数・実施期間、検査項目の基準について、厚生労働大臣が定めることとされています。

【量の見込み】

単位：回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	486	471	455	476	464
B 確保の内容	486	471	455	476	464
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 妊娠届出時の母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を合わせて交付することにより、健診に係る費用負担を軽減し、受診率の向上を図ります。
- 引き続き受診しやすい体制の整備に努めることにより、妊娠期からの切れ目のない支援体制を関係機関と連携し構築します。

※ 妊娠届出数は減少傾向にありますが、妊娠届出週数の早期化により85%の妊婦が妊婦健診を受診する見込みとし、当初計画から令和5年度・令和6年度の量の見込みと確保の内容を変更しました。

令和5年度 40人×14回×85%=476回

令和6年度 39人×14回×85%=464回

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

- 保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成し、一定の基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 必要に応じて事業実施について検討します。

(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業

【事業の概要】

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。
- 本事業は、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 「待機児童解消加速化プラン」による保育の受け皿拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、小規模保育事業所などの設置を促進していくことが必要です。
- 必要に応じて事業実施について検討します。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられています。本町では、平成 27 年度から町内私立幼稚園が認定こども園に移行し、保護者の子どもの教育・保育に対する選択の幅が広がりました。今後も教育・保育の一体的な提供の推進を図っていきます。

認定こども園及び保育所と小学校との連携では、接続期の教育の充実と円滑に接続させることを目的として毎年実施している研修・意見交換については、継続して実施します。

また、国は「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進しています。本町では、令和 5 年度に開校予定の統合小学校に係る新校開校準備委員会における児童の居場所の確保についての協議を踏まえ、放課後児童対策を進めていきます。

資料

1 遊佐町子ども・子育て会議 委員名簿

No.	所属	氏名(敬称略)	備考
1	遊佐町 副町長	本宮 茂樹	
2	遊佐町まちづくり協議会連合会	土門 尚三	蕨岡まちづくり協会 会長 (令和元年12月まで)
		阿部 千恵	蕨岡まちづくり協会 副会長 (令和2年1月から)
3	遊佐町社会福祉協議会	村上 亜也	総務係長
4	遊佐町校長会	伊藤 順一	遊佐小学校 校長
5	遊佐町民生児童委員	村上 美喜	主任児童委員
6	遊佐町 PTA 連絡協議会	阿部 勝志	遊佐中学校 PTA 会長
7	遊佐町 PTA 連絡協議会	高野 千穂	遊佐中学校母親委員
8	認定こども園保護者	佐藤 裕也	認定こども園 杉の子幼稚園 保護者会会長
9	町立保育園保護者	高橋 祐紀	吹浦保育園保護者会 副会長
10	放課後子ども教室	高橋 美紀	吹浦こども教室 コーディネーター代表
11	放課後児童クラブ	鈴木 緑	あそぶ塾 放課後児童支援員
12	認定こども園	遠田 裕子	杉の子幼稚園 園長
13	教育委員会	高橋 善之	教育課長
14	町立保育園	澤口 恵	遊佐保育園 園長
15	健康福祉課 健康支援係	三浦 恵	主査保健師(母子保健担当)

事務局	所属	氏名	備考
1	健康福祉課長	中川 三彦	
2	健康福祉課長補佐兼子育て支援係長	渋谷 志保	
3	健康福祉課 子育て支援係 主事	佐藤 大智	
4	健康福祉課 子育て支援係 主事補	大場 裕也	
5	教育委員会 教育課 社会教育係 主査	斎藤 浩一	

2 計画の策定経過

年 月 日	実施項目	内容
令和元年 11月20日	第1回 遊佐町 子ども・子育て会議	○計画骨子案について
令和2年 1月23日	第2回 遊佐町 子ども・子育て会議	○計画素案について
令和2年 3月4日 ～3月18日	パブリックコメント	○計画素案について
令和2年 3月24日	第3回 遊佐町 子ども・子育て会議	○計画案について（承認）

第2期 遊佐町子ども・子育て支援事業計画書

策定 令和2年3月 一部改訂 令和5年3月

発行 / 遊佐町

編集 / 遊佐町 健康福祉課

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202 番地

電話：0234-72-5897 FAX：0234-72-3317